

2026年度神奈川県 予算・施策に関わる 要望書



2025年11月4日
日本共産党神奈川県議会議員団

目 次

01 ≪ 1 ≫ 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

- (1) 子どもの権利条約に関連して
- (2) 子どもの貧困対策の推進について
- (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について
- (4) 保育士の人材確保と処遇改善について
- (5) 子どもの命と安全を守り行き届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて
- 02 (6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について
- (7) 学童保育の充実について
- 03 (8) 児童相談所の体制強化について
- (9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について
- (10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について
- 04 (11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

≪ 2 ≫ 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

- (1) 幼稚園等の充実について
- (2) 義務教育の充実について
- 05 (3) 高等学校教育の充実について
- 07 (4) 大学にかかる費用の軽減に向けて
- (5) 私学助成の充実について
- (6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について
- 08 (7) 通級指導教室の充実に向けて
- (8) 給食の充実と無償化の推進を
- 09 (9) 全国学力テストについて
- (10) 教科書採択の改善について
- (11) 外国人学校への支援について
- 10 (12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について
- (13) 卒業式・入学式について
- (14) 自衛隊の体験学習について
- (15) フリースクール等への補助について

11 ≪ 3 ≫ 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

[1] . 安心できる医療提供体制の確立に向けて

- (1) 病院の新設・増設と運営への支援について
- (2) 病床の確保・拡充について
- (3) 医師の確保と労働環境の改善について
- 12 (4) 看護師の確保と労働環境の改善について
- (5) 在宅医療提供体制の拡充に向けて
- (6) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について
- 13 (7) 診療報酬について

[2] . 安心できる医療保険制度の確立に向けて

- (1) 保険診療について
- (2) 国民健康保険について
- 15 (3) 後期高齢者医療制度について

[3] . 医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて

- (1) 県の3つの医療費助成制度全般について
- (2) 小児医療費助成制度について
- 16 (3) 重度障害者医療費助成制度について
- (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について
- (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について
- (6) 妊婦健診への助成について

16	[4] . 安心できる介護保険制度の確立に向けて
	(1) 介護給付費抑制策からの転換を
	(2) 1号被保険者の介護保険料について
17	(3) 低所得者の利用料負担への助成について
	(4) 介護報酬に関して
	(5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について
18	(6) 市町村の新総合事業について
	(7) 介護職の確保と処遇改善について
	(8) その他介護保険制度全般に関して
	[5] . 高齢者福祉の充実に向けて
19	[6] . 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて
	(1) 生活保護基準の是正と生活保護世帯への国の支援強化について
	(2) 生活保護制度の改善・充実について
	(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について
20	(4) 生活困窮の年金受給者及び無年金者への施策について
	[7] . 障がい者福祉の充実に向けて
	(1) 障がい者の差別解消に向けて
21	(2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について
	(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて
22	(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて
	(5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について
23	[8] . 未病関連事業予算について
	≪ 4 ≫ . 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
	[1] . 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
	(1) 労働者保護行政の強化について
	(2) 企業への指導・啓発について
24	(3) 労働法の基本的知識の周知について
	(4) 職業技術校の拡充について
	(5) 企業誘致のあり方について
25	(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて
	(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて
	(8) 高齢者の労働環境改善に向けて
	(9) 障がい者雇用の促進に向けて
	(10) 外国人労働について
26	(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて
	[2] . 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
	(1) 中小企業への支援強化に向けて
	(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について
	(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
27	(4) 異業種連携活動事業への支援について
	(5) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
	(6) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について
28	[3] . 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を
	(1) 食料自給率の向上について
	(2) 都市農業振興のために
	(3) 農業基本政策について
29	(4) 畜産業の振興に向けて
	(5) 林業の振興に向けて
30	(6) 鳥獣被害対策について

30 (7) 漁業の振興に向けて

≪ 5 ≫. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

31 (2) 防災体制の確立と住民の避難について

[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

32 (2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について

[3]. 水道事業の改善について

[4]. 環境対策の強化について

(1) アスベスト対策の強化について

33 (2) P F A S 対策の強化について

(3) プラごみゼロをめざして

34 [5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

(2) ギャンブルに依存しないまちづくり、ギャンブル依存症対策について

35 (3) 駅利用者の安全と利便性の確保について

(4) 地域交通及び都市環境の整備について

(5) 開発と自然保護について

(6) 海岸の保全について

36 (7) 警察関係について【一般要望について】

(同) 【ストーカー事件の検証について】

[6]. 気候危機対策、原発・石炭火力発電所ゼロと

省エネ・再生可能エネルギーの普及促進について

(1) 原発ゼロをめざして

(2) 気候危機対策の強化について

37 (3) 石炭火力発電所ゼロをめざして

(4) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

≪ 6 ≫. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生への支援に向けて

38 [2]. 女性の活躍推進について

[3]. ハラスメント被害、性被害について

39 [4]. L G B T 施策の推進に向けて

[5]. ヘイトを許さない施策の推進について

[6]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

40 [7]. 外国籍県民への支援の充実について

≪ 7 ≫. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

(1) 県中央消費生活センターの機能強化について

41 (2) 国の「地方消費者行政交付金」について

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

(4) 若者への消費者教育について

[2]. 食の安全・表示の監視等について

42 ≪ 8 ≫. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 憲法 9 条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を

(1) 基地の「整理・縮小、返還」の県是に立ち、憲法の理念を生かした県行政を

42	(2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を
	(3) 県内米軍基地に共通した問題について
43	[2] . 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など
44	[3] . 横須賀基地に関わって
	[4] . 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて
	[5] . 厚木基地に関わって
	(1) オスプレイの飛行について
	(2) 爆音被害の根絶のために
45	[6] . キャンプ座間に関わって
	[7] . 池子住宅に関わって
	[8] . 横浜港・横浜ノースドックに関わって
	《 9 》. 県民本位の行財政運営を
	[1] . 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて
46	[2] . 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために
	[3] . 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて
	[4] . 個人情報保護と情報公開の充実について
	[5] . 税制・税務行政などに関して
47	《 10 》. 地域からの要望
	[1] . 横浜市議団からの要望
	(1) 子育て支援について
	(2) 賃上げ
	(3) 教育環境の充実
	(4) 医療・介護分野
48	(5) 国民健康保険
	(6) 気候危機対策
	(7) 消防・防災・暮らし
	(8) 原発・原子力発電所
	(9) 国際園芸博覧会
	[2] . 川崎市議団からの要望
	(1) 羽田新飛行ルートについて
	(2) JFEスチール高炉休止に伴う雇用と地域経済支援について
	[3] . 二宮町議からの要望
	(1) 公共施設の耐震化、老朽化対策への財政支援
49	(2) 個人宅の耐震設備に対する補助
	(3) 葛川水系河川整備の推進
	(4) 小中学校の体育館への空調設置
	(5) カーボンニュートラル推進
	(6) 地域公共交通の維持
	(7) 学校教育の充実、不登校児童生徒対策・特別支援教育
	(8) 道路改修・補修の促進
	(9) 社会保障制度の充実
	(10) 環境保全の取り組み
50	[4] . 箱根町議からの要望

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 子どもの権利条約の理念に基づいた条例が神奈川県でも制定されたが、条例の理念を実現するために、すべての子どもや保護者・地域に条例や計画の普及・啓発を進めること。

また、子どもの権利侵害に対してより専門的で独立した兵庫県川西市で始まった「子どもの人権オンブズパーソン」のような機関を設置・周知し、県の専門性・広域性の責任を果たすこと。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

- 1) かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）に組み込まれる予定の「子どもの貧困対策推進計画」について、子どもの貧困実態調査の結果を反映させ、年次計画を示し、計画の中に実態と進捗状況の把握に必要不可欠な目標値や期限を設定して、実効性のある計画とすること。

(3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

- 1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し、利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に待機児が深刻な地域には、早期に認可保育所の新設を促進するよう、財政的な支援を拡充すること。

また、都市部においては、保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

保留児童や待機児童の解消は、県の産業課題となっている人手不足解消にも大いに関連することであり、潜在的労働力の発掘というのであればそれにふさわしい財政支援が必要である。財政当局は、保育の観点のみならず産業振興の観点からも貸付料の減額のための予算を措置すること。

- 2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近接する幾つもの保育所から園児が集まり、密集状態になることが多々ある。園庭のない認可保育所が増え、都市部の公園の代替利用で生じている密集状態について、課題と考えていないのか県の認識を明らかにすること。また、課題であると考えるならば具体的な対策を明らかにして、市町村とともに解消を図ること。

市町村と連携して自園調理や園庭を持つ保育所に対して、重点的な支援を行い整備を促進すること。また、保育所整備を市町村任せにせず、県の責任で独自の支援を行うこと。

(4) 保育士の人材確保と処遇改善について

- 1) 保育士の賃金や処遇改善に係る昨年の回答は、国が処遇改善を図る前の2012（平成24）年度と比べて2024（令和6）年度までに約34%の賃金引上げが実現し、国の令和6年度補正予算案には給与を10.7%引き上げる処遇改善策が盛り込まれたとしている。

しかし、10年以上前は全産業平均との賃金格差は10万円以上あったと言われ、現在の格差は5万円と言われている。また、保育所単位で見れば保育士だけ賃上げできず職員の賃上げに回した所もあり、さらに10.7%は公定価格の引き上げであって賃金に特化したものではないことから、昨今の物価高騰により一定部分は吸収されていると思われる。

国に対して格差是正を求めるためにも、冒頭に記載した状況が神奈川県では実際にどうなっているのか、県として実態を調査し、明らかにすること。

依然として賃金水準は低いため具体的な目標金額を定め、全産業平均を上回るよう公定価格の引き上げを求めること。

また、国が措置するまでの間、県内格差を解消するために県独自の補助制度を創設するなど、県として処遇改善のための措置を講ずること。

- 2) 保育士の宿舍借り上げ制度補助事業の期間が当初の10年から8年に短縮され、さらなる短縮が見込まれるが、保育士の定着支援として期間延長を国に求めること。また、市町村の実施状況を把握して実施を働きかけ、保育事業者の4分の1を県が負担する財政支援を行うこと。

(5) 子どもの命と安全を守り行き届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて

- 1) 保育は子どもの最善の利益を実現する観点から必要な水準を定めるべきであり、その実現のために必要な保育の質と配置基準こそ必要である。3～5歳児の配置基準について、昨年県は3歳児に

については児童対保育士の比率を20対1から15対1に、4・5歳児については30対1から25対1に引き上げたが、さらなる改善が求められている。

意欲ある保育士が神奈川県で働きたいと呼び込めるよう、優れた保育を行える環境を整えるために県独自の財政支援策を講じること。また、小規模保育所の配置基準を見直すとともに、資格要件をすべて「保育士」とするよう、所要の措置を講じること。

- 2) 保育園において、アレルギーのほか食育など栄養士の必置の必要性を国に説明し、調理員の配置基準（90名以下2名）を3名に増やし、栄養士を必置で配置すること。また、専任の事務員を1名配置すること、保健師（又は看護師）を独立して1名配置することを国に求めること。
- 3) 保育所の面積基準は戦後直後に制定されてからほぼ改善がなく、欧米諸国に比べて極めて遅れた状況にある。県は子どもの権利を最大限尊重する立場から、面積基準を2歳児未満は4.11㎡/人に、2歳児以上は2.43㎡/人に改善し、待機児童の解消は施設の増設をもって対応すること。子どもの健全な発達に対して県は科学的知見を持ち、それに基づいた面積基準を設けること。
- 4) 障がい児保育事業、要保護児童保育所受け入れ促進事業、一時保育に対し、県は恒常的に助成を行うこと。また、延長保育の開所時間加算額を増額すること。
- 5) 政府が2026年から導入しようとしている「こども誰でも通園制度」は、子どもの安心・安全が軽視され、預かる保育所の負担が大きいとの懸念の声がある。また、園と当事者の直接契約のため、市町村が公的責任を負わないものであり、抜本的な見直しが求められる。

課題が解決されるまで実施せず、まずは現在ある一時保育を拡充することで、必要とする子が手厚い保育を受けられるようにすること。その上で、親の就労に関係なく、保育を必要とする子どもが保育を受けられるよう環境整備を行うこと。

（6）保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について

- 1) 給食費を無償にするよう、県内市町村と連携して取り組むこと。滞納者に対しては事情を丁寧に把握し強権的な督促を行わないように指導するとともに、払えない場合は分納相談に応じるなどの対応ができるように指導すること。また、食材費が物価高騰により大幅に値上げされていることに伴い、県として食材費の助成を行うこと。
- 2) 地域に根づき保護者のニーズに応えたすべての幼児教育施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。教育の機会均等の理念に立ち、県として補助制度を設けるとともに、国にも求めること。
- 3) 幼稚園・認定こども園と同様に、保育所の満3歳児も保育の無償化の対象とするとともに、0歳～2歳児も直ちに無償化するよう国に要望すること。
- 4) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターでは、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため、指導監査体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。
- 5) 監査については、書面ではなく、すべて訪問し実地検査とすること。

（7）学童保育の充実について

- 1) 放課後子ども教室などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も異なる事業である。それらを一体化するのではなく、連携を図りながらも、それぞれ独立した事業として実施すること。
- 2) 省令に示された基準に伴う、学童保育の集団の規模（概ね40人以下）及び面積基準を守るための環境に相応しい規模を確保するよう、引き続き県は市町村に助言・指導し、財政支援を含めて支援すること。
- 3) 学校内施設の学童保育について、小学校の35人以下学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用を継続できるようにすること。万一使用が継続できなくなる場合は、市町村の責任で代替施設を用意するよう、引き続き対策を講じること。
- 4) 学校施設などを転用する場合は、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面に配慮した湯茶や補食としておやつを提供できる流し台、必要な設備・備品を整えること。児童の休養室、職員占有部分を備えること。
- 5) 小学校の新設または建替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。
- 6) 児童福祉法改正に伴い小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設と指導員配置を図ることを市町村に助言・指導すること。

- 7) 放課後児童支援員の処遇改善に関わる事業について、設定されている月額では不十分であり、増額を国に求めるとともに、県として独自の支援をすること。指導員が勤務を継続し経験の蓄積が保障されるように、市町村の実施を支援すること。
- 8) 市町村に理解を促すこと。特に、省令基準に示されている指導員の資格と員数を守るため、条例の内容を省令基準より引き下げないよう支援すること。
- 9) 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」、「放課後児童クラブ支援員資質向上研修」について、研修内容の充実を図るため県学童保育連絡協議会等との協議を引き続き行うこと。学童保育の実践に裏付けられた「県学童保育連絡協議会」の経験が反映されるよう、方策を講じること。
併せて、上記2つの研修の他に、以前県独自で行っていた研修を参考に、指導員の勤務形態に合った開催形式の実践的内容を中心とする研修を再開すること。また、すべての指導員が業務として研修に参加できるように支援すること。
- 10) 以前県独自に実施していた現任者研修を参考に、学童保育指導員の勤務形態に合った開催形式の実践的内容を中心とする研修を再開すること。
- 11) 「ひとり親家庭利用料支援事業」を機に、学童保育を必要としながら経済的困難を抱え利用できない子どもが学童保育に通えるよう、全市町村で減免措置が実施されるよう市町村の状況を把握し、県として状況改善に役立つ利用料支援を行うこと。
- 12) すべての小学校区での学童保育の実施のために、市町村が開設に向けた補助の増額を図れるよう、市町村を支援すること。
- 13) 学童保育の補助単価を実情に見合うように大幅に増額し、特に小規模クラブが運営できるように配慮すること。児童福祉法にける学童保育の位置づけを、「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」とすること。
- 14) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないよう国に求めること。
特に、指導員の資格と配置は子どもの命に関わるため、県は「従うべき基準」に戻すよう求め、複数配置の周知徹底と財政措置を講じるよう国に求めること。
- 15) 県教育委員会と連携し、引き続き学校施設の開放、情報共有など、学童保育と学校が連携や子どもたちの様子などの情報共有を図れるよう、働きかけること。

(8) 児童相談所の体制強化について

- 1) 2024年度の本県の児童福祉司は法定数235人に対し196人と、39人のマイナス、児童心理司は法定数115人に対し75人と、40人のマイナスとなっており、大幅に少ない状況となっている。早急に欠員の解消を図ること。
- 2) 改正児童福祉法や政令基準を踏まえ、児童福祉司2人につき児童心理司1人以上を配置できるよう、児童心理司72人の配置を目指して引き続き増員を図ること。
- 3) 高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制を強化し、人材育成に取り組む、児童相談所として組織的に負担軽減を図り、専門性を高めること。

(9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について

- 1) 児童・生徒一人ひとりの学習支援を十分にを行い、学習権を保障するため学習指導員を増員し、小学生クラスと中学生クラスに分け、教員はそれぞれ2人体制とすること。
- 2) 子どもたちの人権を守るためにも、早急に一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。
- 3) 児童福祉法が改正され、2024年度から「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行となったため、県としてこの基準に沿って施設整備を図るとともに、職員を増やすなど一時保護施設の整備を図ること。

(10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について

物価高騰により生活が厳しくなっている中で貧困と格差の広がりや虐待が社会問題となっており、孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。児童養護施設には児童の人権が守られ安心して生活できる場であることと退所後の自立に向けた支援が求められており、以下の事項の実現を図ること。

- 1) 老朽化した児童養護施設の改築や建替え、住環境の整備、個室化などは待ったなしである。現状

を把握し、整備方針を踏まえ、法人の意向を把握しながら整備計画を策定すること。早急に児童養護施設への財政支援を拡充すること。

- 2) 令和6年度から「社会的養護自立支援拠点事業」が開始され、また、県単独事業として「ケアリーバー支援事業費補助金」を開始し、児童養護施設退所児童への支援を強化したことは重要である。

さらなる支援の強化のために、児童養護施設には自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けたサポートや退所後の生活支援を一人ひとりに合わせて丁寧に行うこと。

また、退所後の自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うこと。同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。

- 3) 2023年の相談件数は5,013件、相談人数は442名である。支援の強化が求められており、県央地域のサテライトだけでは不十分である。

児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなろサポートステーション」を、児童相談所ごとに1カ所整備すること。児童養護施設などに配置する「あすなろサポーター」との連携を引き続き充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

(11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

- 1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。日中一時支援事業を含む地域生活支援事業費は毎年拡大しているものの、事業費に対する国の補助率が低下しているため、市町村の負担が増加している。

国に必要な財源の確保を要望すること。また、事業所数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

- 2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設で働く医師や看護師、生活支援員などの人材が不足している。職場への定着のため処遇改善や大幅な報酬の見直しを国に求めること。
- 3) 過齢児の施設入所やグループホームでの生活を保障するため、県が責任を持って取り組むこと。成人サービスの体験利用経費補助だけではなく、県立障害福祉施設やグループホームの増設を図ること。一時的な受け入れではなく、施設の増設を図ること。
- 4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受入施設が不足している。引き続き、受入数を増やすよう取り組むこと。さらに、湘南東部地域福祉圏域に療養介護型入所施設を新設すること。緊急時（親の急病、親族の葬儀等）の一時預かり先を確保すること。

《2》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

(1) 幼稚園等の充実について

- 1) 私立幼稚園の入園料を全額無償化の対象とし、園児一人あたりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。
- 2) 国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。前年の回答にあった多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、関係園に対して周知すること。
- 3) 子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。法の精神に照らせば、国を注視するに留めず、県の判断で対象の拡大を認定すること。国が求める「幼児教育の質が制度的に担保されて」いないとしたら、いっそう質の向上のために財政支援と指導を行うこと。

(2) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級が教育の質の向上に資することは文科省も認めており、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を2021年度から5年かけて35人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も引き続き求めること。

- 2) 2024年時点で県内約500人に上の教員未配置は、学習権の侵害であり、「教員の多忙化」と併せ緊急に解決すべき課題となっている。安定的に少人数措置を可能とするためにも、教員加配を国に求めること。市町村教育委員会とも連携して、強く求めること。併せて、県単独措置により支援すること。
- 3) 教員未配置を解消するためにも、正規雇用を増やしつつあることは評価できる。今後も将来的な少子化を理由とした採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容を保障し、教師を将来的な見通しを持てる職業とするために、教職員の採用は正規雇用を原則とすること。神奈川県採用規模であれば、少子化への対応は当該年度の採用数の調整で可能である。
- 4) 教員免許更新制度は2022年7月1日に廃止されたが、それ以前に不本意失効した教員に対しては、再授与申請について当事者に通知すること。
- 5) 教員研修は、教員の健全な労働環境に配慮し、過重負担となる研修は整理し、絶えず見直すこと。
- 6) 市町村立の学校に学校司書を正規雇用で配置することは、業務の専門性・継続性を担保するため重要である。県内の小中学校では配置状況は9割強なので、100%の配置を目指すこと。
また、2022年度から実施された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、文部科学省は自治体に予算の充実を促す方針とされるが、市町村立学校の図書購入予算の増額に向けて、県としても市町村教育委員会に働きかけること。
- 7) 良質な読書環境の創出のため本県において図書館協議会を設置し、市町村へも図書館協議会の設置を促すこと。少なくとも既設置自治体の施策効果について検証すること。
- 8) 成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を引き続き促進すること。
- 9) 県内小中学校の特別教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症から命や健康を守ることと併せて、災害時の避難所としての環境保全にとっても重要な要素となっている。市町村への設置促進と国の適切な財政措置を確保することの両面で、働きかけを強めること。
重度心身障がい児の在籍する支援学校の更衣室やトイレへの設置は急務である。校種を問わず、体育館への設置は喫緊の課題である。部活動のパフォーマンス向上にも資する。計画を作って取り組むこと。
- 10) 学校規模について、WHOは全校児童・生徒100人を上回らない規模を理想としている。少人数学級が推進される中、地域コミュニティの核である学校の果たす役割と通学利便性などを考慮し、統廃合を行わないよう、市町村教育委員会に働きかけること。
県が市町村と取り組み推進するフルインクルーシブ教育を実現するためには、十分な教育資源が必要であり、無理な適正規模を設定した学校の統廃合は避けるべきである。
- 11) 経済産業省主導のGIGAスクール構想について、ICTの活用はあくまでも教師の授業の補完物とし、自己目的化しないよう引き続き国に要請し、ICT活用の正と負の側面を検証すること。
ICT関連業務が教員の多忙化を招いているという訴えが多い。ICT技術支援員の配置をさらに進めること。
- 12) コロナ禍や物価高騰で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005年に一般財源化された就学援助制度について、市町村格差なくかつ支援対象を拡充に必要な財源措置を、引き続き国に求めること。また、直ちに国庫補助制度に戻すとともに、特定財源化するよう求めること。
- 13) 就学援助制度は、子どもの貧困対策として重要である。部活動費やPTA会費、オンライン学習通信費等も補助対象品目とするよう求めること。国基準に合わせた拡充を行うため、各市町村の就学援助制度を比較し、好事例を示して促進すること。
また、少なくとも生活保護基準の150%以下の世帯の子どもを対象とし、支給決定にあたっては、収入基準を超えていても個々の家庭の事情を考慮して柔軟に決定すること。準要保護世帯の対象拡大が待たれる。国に対して引き続き要保護世帯の単価の引き上げと、準要保護世帯の対象拡大を可能にする財政支援を強く要望すること。
- 14) 小・中すべての学校が、就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給を実施していることは重要である。前年は無回答だったが、制度の周知のため入学時や進学時に説明を行い、全員に申請書類の配布を行うよう関係機関に要請すること。

(3) 高等学校教育の充実について

- 1) 全日制高校進学率が、全国最低レベルである。不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やす努力をすること。
- 2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために撤廃するよう、引き続き国に求めること。また、マイナンバー登録が申請の必須要件であるかのような発信が見られたが、控えること。
- 3) 高等学校等就学支援金制度に朝鮮学校も対象に加えるよう、国に求めること。県において補助制度を復活させること
- 4) 学校現業職員は、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支える業務に取り組んでおり、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応している。昨年は雇用数が増やされているが、さらに子どもたちの安全・安心を守る学校づくりを可能にするため、民間委託ではなく、正規職員として採用すること。
- 5) 給付制奨学金をさらに利用しやすい制度とするため、改めて成績要件の完全撤廃と年収要件の引き上げを国及び日本学生支援機構に要請すること。
- 6) 学校司書は子どもの読書活動を促し、教員にとっても豊かな授業の実践を抱える重要な役割を果たす。授業以外で子どもに接する役割は貴重である。業務の継続性と専門性が必要であるため、臨時的任用ではなく、正規職員を増やすこと。
- 7) 教員の多忙化の主因とされる事務作業の軽減を図ること。学校事務は生徒を多角的に把握する役割があるため、集約化を図った事務センターは廃止し、教員が本来業務に集中できるよう、正規雇用での事務職員の増員を図ること。
- 8) 県立高校の学級数について、本県が望ましいと決めた1学年6～8学級基準を厳守すべきである。本県の1校あたりの学級数の多さは全国1位である。過大規模化の弊害を直視し、感染症対策としても校舎のゆとりと少人数学級の必要性が指摘されている。
高校は地域コミュニティの核でもある。理想的なインクルーシブ教育を推進するには、少人数の学びの場の確保は重要である。これらの点から、県立高校削減は見直すこと。
- 9) 県立高校改革への県民の関心は高い。県議会常任委員会や決定の際の教育委員会に諮る前段階の統廃合対象校の選定に至る審議経過を、議事録として公表すること。
- 10) 夜間定時制高校の募集停止によって、遠距離通学を余儀なくされる生徒が出る。また、教育機会確保法により、今後夜間中学の設置推進や充実が行われる。夜間定時制高校は夜間中学卒業生の貴重な進学先でもあることから、募集停止を見直すこと。
- 11) 県立学校の図書費の引き続く増額は評価できるが、十分とは言えない。予算が少なすぎるため、保護者から集める私費に頼っている実態は改善されていない。引き続き十分な図書費を確保すること。
- 12) 教育現場における性の多様性を啓発する取り組みは評価でき、引き続き推進すること。特に性的マイノリティの人権尊重については、学級文庫に関連の蔵書があることが重要だとされている。購入した図書が学級文庫に配架されるよう要請すること。
- 13) 生徒の熱中症が多発している中、空調機器設置は今や待ったなしの課題となっている。技能員室や未設置の特別教室への設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館については、技術開発や改築待ちではなく、国の事業債の措置期限もあることから早期かつ短期的に設置すること。
- 14) エアコン既設置校のエアコンの効きが悪いとの声がある。実態調査の上、遮熱カーテンの設置などを検討すること。
- 15) 文科省は「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としており、県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。
また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標とは別に文科省基準が設けられている意味を鑑み、耐震改修の際にはI s値0.7以上に見直すこと。
- 16) 新まなびや計画は、今年度第二期を終える。総合的な老朽化対策は第三期以降に実施するとされるが、建物が危険な状態であり、緊急性がある箇所は計画を前倒しして老朽化対策工事を行うこと。
また、統廃合予定校であっても、そこで学ぶ子どもたちの安全第一に対策を行うこと。
- 17) 入学時の経済的負担は家計を苦しめる。県立高校の入学金を廃止すること。県立大学では入学金を半額にしたことを受けて、せめて半額にすること。そのため、国にも財政支援を求めること。
- 18) 学区の広い本県では交通費の負担が大きいため、進路選択が制限される。定期代の補助を行うこ

と。

- 19) 県は包括的性教育が進むよう2022年に手引きを変え、部会を立ち上げ、その実践に向けた取り組みを強化していることは重要だが、早期教育が求められるため、引き続き幼稚園、保育園を含む各校種を所管する市町村との連携を強化すること。
- 20) 部活動の地域移行に関し、中学生の意見を聴取しながら、新たな費用負担から部活動をあきらめる生徒を生まないようにすること。また、就学援助の対象とすること。

(4) 大学にかかる費用の軽減に向けて

- 1) 高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付制奨学金の対象拡大と拡充を引き続き強く国に求めること。また、専攻によって差別のないよう、支援対象が拡大された理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に限らず、すべての中間層への支援を国に求めること。
また、国頼みにせず、少なくとも県立大学においては県が取り組んだ給付制奨学金制度を拡充すること。家計によって進路を断念せざるを得ない状況こそ、公平性が失われている事態である。
- 2) 進路保障のため、大学入学金を廃止するよう国に求めること。また、県立保健福祉大学の入学金半額化は評価するが、県が削減してきた運営費補助をさらに増額すれば可能であることから、県立大学の入学金を廃止すること。
- 3) 東京都（都立大学等）や大阪府（大阪公立大学等）や兵庫県（兵庫県立大学等）では、学費無償化が進んでいる。県も県立大学の学費無償化に取り組むこと。

(5) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を増額し、幼稚園同様、国基準以上に改善すること。国基準以上に引き上げてこなかった理由も明らかにすること。
- 2) 私学に通学する生徒への学費補助は、教育機会の均等保障の観点から、通学先ではなく生徒の居住地を基準とすべきであり、県外通学の生徒も対象とすること。当事者目線に立った県の施策の検討開始をするために、私学助成制度運営協議会は保護者や生徒の立場の意見を発することのできる構成メンバーとすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の所得制限をなくすこと。施設整備助成について、利子補給にとどまらず、幼稚園以外にも施設整備等補助を創設し、子どもたちの学ぶ環境を整えること。
- 4) 小学校段階において少人数学級への推進方向が定まった以上、現行の幼稚園の1学級35人という定数の少人数への改善は急務である。引き続きこれを国に要望すること。

(6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について

- 1) 支援学校の既存校の過大規模化により、希望する支援学校に入学できず支援級を選ばざるを得ないケースや、通学に困難が生じている実態がある。川崎市、藤沢市、横浜市の設置計画は開校予定が遅く、現状の困難に対応できていない。
受入枠不足の想定に対し、積極的な新校設置や既存校増改築計画の具体化と加速化を進め、長期的な視野での抜本的な過密化解消策を講じること。
- 2) インクルーシブ教育については、アンケート調査で把握された現場の課題に具体的に応えるため、調査結果の公開とそれに基づいた具体的な改善策を提示すること。
併せて、生徒の「学びの保障」「発達支援」の進捗をつかむことのできる指標の導入とそれ以示された結果を、改善に活かしていくこと。
- 3) 実践推進校と支援学校で、どのように専門性や資源の連携が行われているのか具体例を示すこと。
また、連携強化の方向性を示すこと。
障がいのある子の卒業後の進路のフォロー体制を構築すること。フォロー体制については、情報提供だけでなく、より積極的な個別のケースに応じた継続的支援や、福祉・就労機関との連携による具体的なサポートプログラムの提供を進めること。
- 4) フルインクルーシブ教育実施においては、支援が必要な児童生徒の発達に応じた教員配置の県独自基準を設定し、ロードマップを示すこと。それを実現ならしめる予算措置を国に求めること。また、「対話の場」で得られた意見をどのように施策や予算措置に反映させたのか示すこと。
- 5) 特別支援学校分教室は、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障するという理念に反した実態となっている。暫定措置として導入されたにも関わらず、恒久化されている。

存続させる間はせめて分校とし、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを配置すること。また、グラウンドや体育館、特別教室は、教育課程編成の段階から高校と対等に協議できるよう配慮すること。

使用に関する調整を一律に定めることは求めているが、障がいのある子の学びが後景に追いやられることのないよう、教育委員会が責任を持つこと。

- 6) 特別支援教育に相応しい施設環境となるよう、抜本的改善を図ること。パーテーションによる間仕切りではなく、適切な防音対策が施された専用の教室を確保するなど、障がい特性に合わせた学習環境の抜本的な改善が必要であり、学校施設整備予算を増額し、補助率・補助単価を引き上げること。

支援学校との協議に際しては、特別支援教育の専門性を持つ教職員や保護者の意見が十分に尊重され、学校運営協議会などを通じて、特別支援教育の専門的視点からインクルーシブ教育の推進が図られるよう、対等な立場で協議できる仕組みと配慮をすること。

- 7) スクールバス・送迎車の発着所への屋根設置と、緊急時対応のための専用電話の各所（職員室、教室、体育館、プール）への早急な設置について、具体的な実施計画と時期を示すこと。

また、「老朽化したプレハブ校舎の全面改築を含め、機能不全となっている特別支援学校の施設・設備の具体的な改修計画を策定し、その予算措置を図ること。

検討に際しては「学校からの要望等を勘案し」という姿勢に留まらず、現場の声を直接聴取し、個別の課題解決に向けた具体的な協議の場を設けること。

高等部の生徒がスクールバスの乗車を希望した際、乗れるようにするほか、全ての市町村で移動支援を利用できるよう働きかけること。

- 8) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の命と安全を守る教育環境を確保するため、現場の教員から担当医への連絡困難が指摘されている実態を重く受け止め、現状の「学校が日常的に連絡・相談できる体制が組んでいる」という県の認識では不十分であることから、医療的ケア担当医を増員し、複数校兼任を見直すか、あるいはそれに準ずる「一人一校に常時連絡可能な体制」を早急に確立すること。

また、看護師をはじめ自立活動教諭といった専門職は、障がいの重度・重複化、多様化に対応し、子ども一人ひとりの「最大限の発達」と学習を保障する上で不可欠であり、教員定数とは別枠での定数化を国に要望するとともに、重症度に応じた看護師の抜本的な増員と適正配置を進めること。

- 9) 瀬谷支援学校及び平塚支援学校の施設の老朽化が明白な箇所については、「新まなびや計画」の枠内で今後の劣化状況把握を待つのではなく、直ちに抜本的な大規模改修に着手し、子どもたちが安全・安心かつ質の高い環境で学べるよう、計画の前倒しを進めること。

（７）通級指導教室の充実に向けて

（要望） 098

- 1) 通級指導教室の整備が遅れ、利用を希望しても利用できない児童・生徒がいる現状を踏まえ、国への要望に加え、県独自で潜在的ニーズを把握し、地域バランスを考慮しつつも設置校数を増やすこと。

併せて「生徒１０名に教員１人」の割合で教員配置を抜本的に充実させ、過度の競争と管理を改善し、どの子も包摂できる学校環境の実現をすること。

（８）給食の充実と無償化の推進を

- 1) 学校給食の充実が喫緊の課題であり、市町村任せにせず、地産地消・学校調理方式・直営方式に切り替えるための具体的な事業費補助制度を直ちに創設し、災害時にも対応できる体制を作ること。

また、食育を支える栄養教諭を全校に１校１人以上配置するための定数改善を国に強く求めるとともに、県としても独自に拡充をすること。

さらに、中等教育学校前期課程給食の検討結果を速やかに公表し、食の安全確保と生徒の健康的な学校生活を一体的に保障することで、すべての子どもが安心して学べる学校環境を実現すること。

- 2) 「学校給食法等の対象外」という形式的な理由で給食実施を拒否する姿勢を改め、他県の先進事例に学び、県として高校段階での給食導入に向けた具体的な支援策を検討・実施することで、すべての子どもが安心して健やかに成長できる教育環境を保障すること。
- 3) 夜間定時制高校の夕食提供事業を令和７年度も引き続き実施し、生徒の費用負担を軽減することはとても素晴らしい。しかし、県立高等学校朝食等提供事業については、効果や寄付等の仕組みづ

くりを見極めるという姿勢に留まらず、経済的に困難な家庭が増えている現状を踏まえ、すべての県立高校において生徒が経済状況に左右されずに栄養バランスの取れた食事をとれるよう、朝食等提供事業を県が主体的に導入・拡充すること。

- 4) 急激な物価高騰が特別支援学校の生徒の食を脅かす中、国の対応を待つことなく、「子どもが人として尊ばれる」という権利を保障するため、直ちに県独自の財政支援で特別支援学校の給食費無償化を実現すること。
- 5) 給食費の無償化、子どもたちの食の保障と子育て世帯の経済的負担軽減は、喫緊の課題である。国からの具体的な施策を待つ間も、県は全国で次々と始まっている無償化の早期実現に向け、直ちに市町村への財政支援を行うこと。

(9) 全国学力テストについて

- 1) 教員の多忙化が大きな問題となっている中、全国学力テストの傾向と対策を行うことにより通常の授業にも影響を及ぼし、さらなる負担増となっている。学力の定着は、それぞれの学校現場の授業や定期テストによるべきである。平均点との差などの統計的集約は学校現場の過重負担であり、無意味な競争による弊害を招いている。

昨年「授業改善に役立てることができると認識してい」と回答しているが、改善事例を示すこと。また、全国学力テストの押しつけをやめるよう国に求め、本県での実施はやめること。

- 2) 教育の効果検証は、個別になされるべきである。旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法第16条1項に違反すると指摘している。結果公表は過度な競争につながる。

また、県教育委員会としても、昨年の回答で「各学校において、自校の結果を分析し、授業改善に有効活用していくことは大切」としており、他校・他地域との比較や公表を必要としていない。これらの点から、学校別の結果公表は今後も実施させないこと。

さらに、市町村教育委員会としての公表も意義が認められない。昨年の回答においては「公表することが望ましい」としているが、その根拠を示すこと。

(10) 教科書採択の改善について

- 1) 現在法令により採択が制度化されているが、教科書記載内容及び教育のより実践的な進め方に照らしていずれが相応しいかを選択するには、教育委員による採択には限界がある。

本来教科書の選択は、教科書を生徒とともに日々使用している教育現場の意向が最も尊重されるべきである。その点から現在の採択制度を見直し、教員が教科書選定に直接関与する機会の拡大、選定理由の透明化、そして採択結果に対する教員の意見表明機会を保障すること。

- 2) 教科書採択について、学校現場とともに生徒及び保護者の受け止めは尊重されるべきであり、その点から傍聴は拡充が求められる。複数会場での傍聴機会の提供、オンラインでの同時配信（アーカイブ含む）、各教育委員が個別の採択理由を公に表明する方式の導入など、透明性を高めるための好事例を共有することを含め、各市町村教育委員会の傍聴の拡充を促すこと。

- 3) 2013年に高校日本史の採択において、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、再考を求める事態となり、まさに県教育委員会による特定教科書の排除であり、二重検定ではないかとの大きな批判が起きた。

県教育委員会は過去の「再考依頼」が実質的な介入であったことを認め、今後、特定の教科書内容に対する行政による一切の「再考依頼」やそれに準ずる行為を行わないことを明確に表明すること。

(11) 外国人学校への支援について

- 1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。また、「幼児教育類似施設」に対しては、教育の機会均等の理念に立ち県として補助制度を設けるとともに、国にも求めること。

- 2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、県として支援の在り方を見直す必要がある。外国人学校が安定した運営を行うために不可欠な「経常費補助」を、学費補助とは別に復活させること。

- 3) 県がどう言い繕っても、朝鮮学校に対してのみ教科書改訂を「前提」とした学費補助再開のハードルを設けている現状は、教育内容に行政が介入し教育の自由と独立を侵害するものとなっている。教科書内容と学費補助を連動させる方針を撤回し、朝鮮学校への学費補助を無条件で再開すること。
- 4) 県が経常費補助を廃止したため、外国人学校は施設整備や耐震診断・耐震補強に非常な困難をきたしている。外国人学校も国の耐震補強工事費補助の対象とするよう、国に求めること。国が補助するまでは、県として補助すること。

(12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について

- 1) 圏域ごとの夜間中学の新設に向けた、具体的な計画調査費及び整備費を予算措置すること。県内夜間中学3校が県内在住・在勤者を広く対象とできるよう、広域的な入学要件の拡大を主導すること。また、広域的な受け入れを行う市町村に対し、広域連携を支えるための県独自の財政支援を行うこと。
- 2) 多様な背景を持つ生徒（外国人、不登校経験者、社会人など）のニーズに応じた「豊かな学び」を保障するため、特別なカリキュラム開発、個別支援、多様な学習方法の導入、社会連携プログラムなどの予算を措置すること。
- 3) 夜間中学のすべての生徒に対し、栄養バランスの取れた食事が提供できるよう、食費全額を補助する県独自の制度を創設し、必要な予算を計上すること。

(13) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。内心の自由を尊重するため、国旗・国歌に関する指導が「強制」が強制ではないことを学校現場に周知すること。国旗・国歌の斉唱や掲揚の際に、生徒や教職員への起立・斉唱の強要がないことを確認し、その自由な意思を尊重する教育を徹底すること。
- 2) 政府は1999年の国会答弁で、「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生じることはない」（小渕恵三首相・当時）と表明している。また、2019年春、ILO・ユネスコ教職員勧告適用合同専門委員会（CEART＝セアート）から日本政府に対し、「国旗国歌強制の是正を求める」勧告がなされている。
ILO・ユネスコ勧告を真摯に受け止め、その勧告内容（「国旗国歌強制の是正」）が県の教育方針にどう影響するかについて、具体的な検討と公表をすること。「不起立教員の数の把握」を直ちに中止し、過去の調査結果が教職員の人事評価や処遇に影響を与えたかどうか、その詳細な活用実態をすべて公開すること。
学習指導要領に基づくとしても教員や生徒の内心の自由に配慮した形式で行えるよう、余計なモデルを示さないこと。

(14) 自衛隊の体験学習について

- 1) 県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊は一般的な事業所とは性質を異にする。自衛隊法第3条に規定されるように、主たる任務は国の防衛である。戦闘行為を担うという特殊性を持ち、子どもたちの職業体験学習の場としては相応しくない。「経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等を学ぶ」というキャリア教育の狙いに叶うものではない。
現に、昨年の回答でも「体験学習が成り立たない」事業所はあるとしているが、自衛隊はそれに該当する。県教育委員会は、自衛隊の体験学習をやめるよう各学校に働きかけること。
- 2) 自衛隊の体験学習時に、児童や生徒が人を殺傷する武器に触れる機会を持つことが懸念される。報告がないから事実はないという認識と姿勢を改め、具体的な内容を積極的に把握し、懸念を払しょくする仕組みを構築すること。体験学習のプログラム内容（カリキュラム、活動の詳細）を、学校を通じて保護者や一般に公開し、透明性を確保すること。

(15) フリースクール等への補助について

- 1) ここ10年間、本県の不登校児童生徒の数は1万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には学びの場としてフリースクール等を選ぶ子どもたちがいるが、高額な学費が負担となっている。県の新たな取り組みは評価するが、この事業だけではすべての不登校生徒が利用できない。不登校児童生徒の学習機会を実質的に保障するため、高額な学費負担を軽減するための直接的な「財政

支援」を県独自に創設すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

〔 1 〕. 安心できる医療提供体制の確立に向けて

（ 1 ）病院の新設・増設と運営への支援について

- 1）神奈川県は人口 10 万人対比の病院数は全国 47 位である。住民の医療を担う病院の新設や増設を図り、病院数を確保すること。これは住民に対する責務である。
- 2）救急病院の新設・増設を図ること。昨年の回答では救命救急センターについては述べているが、一次救急・二次救急も含め救急病院を増やすこと。
- 3）救急医療とともに小児・周産期医療も不採算医療と言われるが、不採算分野は民間では担えず、公が担わなければならない。小児・周産期医療の拡充に向けて財政措置を含む必要な支援を行ない、病床確保や分娩施設の拡充を図ること。そのためにも、「神奈川県小児医療協議会」及び「神奈川県周産期医療協議会」における協議の課題を明らかにすること。

（ 2 ）病床の確保・拡充について

- 1）病床の具体的な整備目標である基準病床数の算定方法について、一般病床及び療養病床は 2 次保健医療圏ごとに全国一律の算定式で決められる。第 8 次保健医療計画では県内 9 つの二次保健医療圏中 4 医療圏が合計約 2,000 床の「過剰」となっており、基準病床数は削減圧力となりかねないことから、国に算定方法の見直しを求め、地域医療介護総合確保基金の拡充など、国庫補助の増額を求めること。県内すべての二次保健医療圏で、全国平均並みの病床数を確保すること。また、地域の実情や関係者の意見についてどのような把握をしているのか、明らかにすること。
- 2）自民、公明、日本維新の会の 3 党は、社会保障に関する実務者協議において全国の病床数を最大 11 万床減らすことで大筋合意し、政府が 6 月にまとめる経済財政運営の基本指針「骨太の方針」に盛り込むとされている。
県の医療提供体制は脆弱で、920 万人超の人口を持ちながら人口 10 万人対比の病床数は全国最低の 47 位という事態が続いており、この弱点がコロナ禍で露呈した。コロナ禍の教訓からも、神奈川ではこれ以上の病床削減は認められない。国に病床削減を行わないよう求めること。
県の地域医療構想の 2025 年における医療ニーズからも、高度急性期及び急性期病床の再編・統合は行わないこと。既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。また、この点について「地域医療構想調整会議」の協議の結果を明らかにすること。
- 3）第 8 次保健医療計画では二次救急や三次救急の「出口問題」との関係で「長期療養の受け皿となる医療・介護施設の質の充実と連携強化に向けた取組」を掲げており、不足を認めている回復期病床や慢性期病床について、引き続き整備を進めこと。
- 4）県の感染症病床数は、人口 10 万人対比で全国 47 位と過少である。感染症病床の基準病床数を引き上げるとともに、病床総数を増やすこと。

（ 3 ）医師の確保と労働環境の改善について

- 1）昨年の回答では「医師偏在指標」のみを問題としているが、不足しているのは県西地域だけではない。神奈川県の医師数は、人口 10 万人対比で全国 40 位（2022 年度）であり、年度目標を定め計画的に医師確保に努めること。
- 2）医学部の入学定員について、2026 年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。
- 3）医師確保対策として、昨年の回答では県内医療機関の魅力の県外への PR にとどまっているが、具体的な支援策が必要である。
大学に対して、就学支援金の拡充・医学部定員増が可能となる財政支援などの支援策を講じること。高すぎる医学部学費の軽減を可能とする対策を講じること。また、県の医師就学資金の対象拡大を図ること。
その上で、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、医師確保策を策

定すること。

- 4) 医師の養成には一定の時間を要するため、医学部の定員増を図るなど抜本的な医師の増員策を検討すべきである。そのために、県立保健福祉大学にも医学部を設けること。長時間労働を生じさせないために、医師の増員を図るよう、引き続き国に強く求めること。
- 5) 勤務医の働き方改革（2024年までに医師の時間外・休日労働時間を年間960時間以下に）について、昨年の回答では「促進」を謳っているが、実現に向けた県内の進捗状況を示すとともに、取り組みが困難な医療機関への個別・具体的な対策を示すこと。

（４）看護師の確保と労働環境の改善について

- 1) 神奈川県の人口10万人対比の看護職員数は45位と低い。昨年の目標値に照らして進捗状況を明らかにするとともに、さらなる促進策を講じること。
- 2) 2029（令和11）年度までの目標値として算出された第8次保健医療計画にある二次医療圏ごとの就業看護職員数は、国の需給推計の方法によらず県独自の方法で算出したとのことだが、国の需給推計による場合の二次医療圏ごとの看護職員数を示すこと。また、「県独自の方法」とした理由とその算出方法について明らかにすること。
- 3) ベースアップ評価料は「使いづらい」「対象が狭い」などの声が上がっており、十分な仕組みではない。労働条件の改善と賃金水準の引き上げを含む確実な賃金引き上げ策を、県としてとして実施すること。
- 4) 看護師の配置基準について、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たすよう、医療法の改正を国に働きかけること。看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないこと。
また、働き方の改善は意識啓発だけでは不十分である。法改正を求めるとともに、県として財政的支援も含めた抜本的な支援を行うこと。
- 5) 准看護師の方が働きながら正看護師を目指せる機会を増やすことは重要であり、前回調査からの変化を把握するためニーズ調査を再度行うとともに、看護師資格取得に向けてコーディネートすること。また、進学支援制度（収入要件を満たした学生への修学資金貸与制度）を引き続き実施すること。
- 6) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、引き続き必要な指導・対策を行うこと。
また、ハラスメント相談の件数や内容などの効果検証を行い、取り組みの改善を図ること。これまでも一定の対応はなされているが、切実なケースも多いことから、引き続き取り組みを求める。

（５）在宅医療提供体制の拡充に向けて

- 1) 在宅医療における支援体制の実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。差し当たり、在宅連携医師の不足対策を講じること。
- 2) 在宅医療の必要性は増している。在宅・居家で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め国に必要な財政支援を求めること。
県としても、医師会を通じた在宅医療を担う医師への補助など、引き続き在宅医療に必要な体制整備を図ること。
- 3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増設等に向けて、引き続き体制整備を進めること。

（６）障がい者や難病等に関わる医療の充実について

- 1) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診療、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。多職種による支援体制を拡充すること。
- 2) 自立支援医療（精神通院）等の更新時の医師の診断書費用を助成すること。国に要望するだけでなく、さいたま市や土浦市で行っているように県としても対応すること。
- 3) 「血友病診療は、小児期においてはこども医療センター等で専門的かつ包括的な診療が受けられるが、成人に達すると専門的な診療を受けられる病院が殆どない」との障害者団体の声がある。県内

の血液内科を持つ病院とも連携して、血友病の専門的包括的診療体制づくりを進めること。

また、引き続きかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行期医療の拡充を図ること。

- 4) 幼児期に受けた先天性心疾患手術の後遺症がある場合は生涯治療が必要となるが、成人した患者は県立こども医療センターから移行しなければならない。成人先天性心疾患患者の治療ができる施設を増やすとともに、診療にあたる循環器内科医師を育成すること。なお、昨年の医療提供体制構築などの状況を明らかにすること。

(7) 診療報酬について

- 1) 日本病院協会など6病院団体の調査によれば、2024年の診療報酬改定後、医業本体の収益が赤字となった病院は全国で7割にのぼる。黒岩神奈川県知事は神奈川県病院協会会長や神奈川県医師会会長と連名で、2025年8月18日に「2026年診療報酬改定に関する緊急要望」を国に提出している。
2026年診療報酬改定において、「骨太の方針2025」にある「経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分」を補えるよう、大幅なプラス改定を国に求めること。
また、現在赤字の医療機関等が経営を維持できるよう、当年度において早急に補助制度の創設や緊急的財政支援を実施するよう、国に求めること。
- 2) 急性期病床、在宅医療、介護施設（特に老健施設）での医療等に関する診療報酬の改善を、国に対して求めること。診療報酬の拡充で患者負担が引き上がる分、相当する国庫負担や国庫補助の増額を求めるとともに、県として医療現場の改善と県民の負担軽減を、国の動きに注視するだけではなく強く国に働きかけること。
- 3) 急性期病床に関し、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度など診療報酬の厳格化や病床の削減・転換誘導をやめるよう国に求めること。国の動きに注視するだけではなく、強く国に働きかけること。
- 4) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。
- 5) 原則全国一律の診療報酬が日本の国民皆保険制度を支えてきた。地域別診療報酬は、国民皆保険制度や保険診療を維持する上でも弊害が大きい。居住地による受療権の格差を生まないためにも、県は全国一律の診療報酬を維持するよう、国の動きに注視するだけではなく、強く国に働きかけること。
- 6) 隔離・収容中心との指摘がある日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の廃止が課題となってきた。国の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の報告書においても、「適切な人員配置を実現していくことが求められる」としている。報告書の内容を反映させること。
精神病床の人員配置標準を一般病床と同等とするよう、国の動きを注視するだけではなく、強く国に働きかけること。
- 7) 介護老人保健施設には常勤医師がいることから、外部の医師の施設への往診や入所者の外部の保険医療機関への通院において、初診料や再診料などの基本診療料及び医学管理料や検査、投薬などの特掲診療料は適用されない。
介護施設（特に老人保健施設）入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を、現状の注視だけではなく強く国に働きかけること。また、当面の見直しについても現場要求を的確に反映させること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

- 1) 社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減が切実に求められている。現状の注視だけではなく、強く国に働きかけること。

(2) 国民健康保険について

- 1) 国保には構造上の問題があり保険料負担率は被用者保険に比べて高いことから、国保への国庫負

担の引き上げを求めること。県としてもあらゆる対策を講じ、保険料の引き下げを図ること。また、国保への補助削減につながる動きに対し、全国知事会にも働きかけて中止を求めること。

- 2) 国民健康保険は国保法第1条のとおり社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台、医療保険制度の最後の砦である。国が国保への十分な財政措置を取るまでは「決算補填等目的の法定外繰入」を認めるべきであるが、県の昨年の回答では段階的削減目標を神奈川県国民健康保険運営方針から削除することはできないとしている。

保険料がこれ以上がることは、被保険者には死活問題ともなる。代替方策がないのであれば、この削除について、県に特段の配慮を重ねて求める。また、保険者努力支援制度の「決算補填等を目的とした法定外繰入」に対するマイナス評価は補助削減につながり、保険料の引き上げを誘発することから、引き続き強く国に中止を求めること。

- 3) 社会保障制度である国民健康保険において、所得に左右されず医療が受けられるためには応能負担の原則が重要である。特に応益割（均等割や平等割）は応能負担原則と相容れないことから、保険料水準の統一を進める場合には応能負担原則の強化を図ること。憲法に照らして、医療に関して「受益」という言葉は相応しくなく、「応分の負担」が必須とは考えられない。保険料賦課方式の再検討を求める。

また、国保運営方針ではすでに保険料水準の統一に向けた措置が盛り込まれているが、これによって急激な保険料負担増を招く県内の市町村からは、強い反対の声が寄せられている。

保険料水準の統一に機械的に反対するものではないが、全国知事会から要望があった1兆円規模の国費投入などにより保険料負担率を社会保険並みに引き下げ、生活保護基準130%以下を対象とする生活困窮者減免制度を導入するなど、「払える保険料」水準の確立と併せて検討すること。

- 4) 国保保険料は前年所得に基づくため、現在の負担能力とは一致しない問題がある。被用者保険の保険料は一定程度現在所得に応じた構造となっており、しかも被扶養者の保険料は発生しない。大幅な国庫負担の増額を前提として、国保の保険料算定方式が応能負担や生計費非課税の原則に貫かれたものとなるよう、国に算定方式の改善を求めること。

- 5) 少子化対策を言いながら、子どもが生まれると国保の保険料負担を課すのは天下の愚策である。

「18歳未満の子どもに対する均等割」を直ちに無くすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

この場合、県や市町村が独自の財政措置を講じない限り、単なる廃止や軽減では他の応益割部分が引き上がることが想定されるため、法定軽減同様に国が別枠での財政措置を講じるよう、県として国に求めること。

- 6) 保険料（税）の収納対策に関し、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう市町村への助言・指導を強め、差押えの中止や執行停止処分の実施などを含め、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、引き続き全市町村に助言・指導すること。また、実態把握に努めること。

- 7) 2024（令和6）年12月2日から健康保険証の新規発行は停止され、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行したが、医療機関等においてマイナ保険証では資格確認ができないなどのトラブルが多発した。

マイナ保険証をめぐる混乱を防ぐためには、新たな仕組みの構築よりも保険証を存続させ、マイナ保険証と併用することが最も合理的である。国に強く保険証の復活を求めること。

また、資格確認書や資格情報のお知らせ（資格情報通知書）について、横須賀市、藤沢市、東大和市、渋谷区、世田谷区、板橋区など、国保加入者に一斉交付した自治体等がある。被保険者の申請がなくても保険者が責任をもって発行すること。

- 8) 多くの市町村では保険料（税）の独自減免制度は「著しい所得の低下」を要件としており、実質的に「使えない」減免制度となっている。生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする保険料（税）減免制度を確立すること。

- 9) 国保法第58条第2項があるにも関わらず、市町村国保には傷病手当の制度が設けられていない。傷病手当金を市町村国保の恒常的制度とするよう、財政措置も含めて国に求めること。

また、市町村国保においては事業主にも適用するよう国に求め、市町村にも助言・指導すること。

- 10) 国保中央会の市町村国保・都道府県別特定健康診査実施状況〔2023（令和5）年度速報値〕によれば、神奈川県の特健診受診率は30.8%（前年度比+1.3ポイント）で、全国46位（前年度47位）である。県は効果も測定できない未病関連事業を行っているが、未病関連予算すべてを大胆に保健事業に振り向け、特定健診や特定保健指導に強いインセンティブを与える県独自の財

政措置を講じ、市町村国保の特定健診の受診率の向上を図ること。

具体的には、市町村とも連携して健診受診料の無料化や減額に取り組むこと。また、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

- 11) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を維持すること。

併せて、必要な財源措置を国に要望するだけでなく、国保組合が実施する保健事業を評価し、地域の実態に応じて県として補助単価を実際の健診費用に見合うように引き上げること。

(3) 後期高齢者医療制度について

- 1) 後期高齢者医療制度の原則 2 割負担化により、負担増に悲鳴が上がっている。物価高騰が続く中で受診抑制が強く懸念されるなど、命にかかわる問題である。

県は高齢者の医療を保障する立場に立ち、昨年の回答にある「被保険者の過度な窓口負担の増大」とならないよう原則 1 割負担に戻すため、国に対し 2 割負担の撤回を求めること。

- 2) また、後期高齢者医療制度の原則 2 割負担化が撤回されない場合、本年 9 月 30 日まで行われていた 2 割負担者に対する外来の窓口負担増を月額 3,000 円に抑える配慮措置を、復活・継続させること。

さらに、近い将来において後期高齢者医療制度の窓口負担を廃止するよう、国に求めること。

- 3) あらゆる財源を活用して後期高齢者医療保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。

- 4) 後期高齢者医療においても保健事業の推進は本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資するものである。

全国平均よりも低い健康診査受診率の向上、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう県広域連合に助言すること。また、十分な予算を確保すること。

- 5) 後期高齢者医療において、従来の保険証との併用を認め、マイナンバー保険証の強制をやめるよう県広域連合に強く助言すること。

- 6) 県広域連合の保険料の独自減免制度（条例減免）は、申請数は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。生活保護基準の 130% 以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、助言に止まらず、引き続き県広域連合に強く要望すること。

- 7) 歯科健診は歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものであり、高齢者の健康維持にとって重要である。

毎年受けられるよう、健診費用の無料化を県広域連合に助言すること。また、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

[3]. 医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて

(1) 県の 3 つの医療費助成制度全般について

- 1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の 3 制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を直ちに撤廃すること。重度障害者医療費助成制度の県補助率は当初 100% だったが、「制度の安定的かつ継続的な運営を図る」との掛け声のもとに改善が図られてきた。

この導入について、県は「市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会からは毎年改善要望が出されており、市町村が納得していない証である。

制度の充実はますます強い願いになっており、多くの当事者団体や関係団体からも毎年要望が出されているため、早急に撤廃すること。

(2) 小児医療費助成制度について

- 1) こども家庭庁が行った令和 6 年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」によれば、小児医療費助成制度の対象年齢は、全国 1,741 市区町村中、通院、入院とも「18 歳年度末まで」が最多（通院 1,448 市区町村、入院 1,490 市区町村）となっている。

児童福祉法では 18 歳未満が「児童」であるが、18 歳年度末まで小児医療費を無料とする全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。

- 2) 県が医療費助成を小学校 6 年生まで拡充したこともあり、県内 31 自治体が 18 歳年度末まで対象を拡充するなど、県内でもはや 18 歳までの医療費助成がスタンダードとなっている。

県として、通院の助成対象も入院同様に直ちに小学校 6 年生から 18 歳年度末までに引き上げる

よう、補助を拡充すること。

（３）重度障害者医療費助成制度について

- 1) 重度障害者医療費助成制度では、精神障がい者は１級の通院のみが助成対象とされている。県として１級・２級の入院及び通院を助成対象とすること。
また、この要望について、昨年の回答は「市町村の財政的負担の問題を整理する」との見解だったが、その進捗状況を示すこと。
- 2) 重度障害者医療助成制度の対象拡大について、療育手帳Ｂ判定の方や膀胱直腸障害３級・４級の方から切実な要望も寄せられている。
また、県内市長会からは身体障害者手帳３級の方まで助成対象を拡大する要望が出されている。これらの方々を助成対象に加えること。
また、この要望についても、昨年の回答は「市町村の財政的負担の問題を整理する」との見解だったが、その進捗状況を示すこと。

（４）高齢者の医療費助成制度の創設について

- 1) 高齢者医療費助成制度を復活し、７０歳から７４歳までの医療費窓口負担を１割とするよう国に求めること。

（５）子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

- 1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。
- 2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。酸素飽和度を測定する動脈血中酸素飽和度測定器（サチュレーションモニター）やバッテリーなどについて支給している自治体もあるが、そこに至らない自治体を支える意味でも、県が購入費を助成し格差の解消に努めること。
- 3) 県の市町村への働きかけにより２０２４（令和６）年度に県内全域で新生児の聴覚障害検査の公費負担が実施されたことは喜ばしい。引き続き、公費負担増額を図ること。
- 4) 新生児聴覚検査機器整備事業補助金の対象となるすべての医療施設が、検査の場所に関わらず補助金が受けられるようにすること。また、すべての当該ケースが補助を受けられるよう、十分な予算を確保すること。

（６）妊婦健診への助成について

- 1) 神奈川の妊産婦健診の公費負担額は、全国最下位である。妊産婦健診が無料になるよう、市町村任せにせず県として助成を拡充すること。
また、補助券方式を採用していることが補助の低い主な原因となっていることから、全国のほとんどの市町村が採用している受診券方式を採用するよう、県として市町村に指導・助言すること。

【４】. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

（１）介護給付費抑制策からの転換を

- 1) 誰もが安心して利用できる介護制度を確立するために、介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、動向を注視するのではなく県として国に強く求めること。

（２）１号被保険者の介護保険料について

- 1) 第９期介護保険事業計画において、１号被保険者の介護保険料基準額は全国も神奈川県も第１期比で２．１倍に引き上がっている。介護保険の財源は基本的に保険料５０％、公費５０％（国２５％、都道府県１２．５％、市町村１２．５％）とされているため、介護給付費が上がれば比例して保険料も上がる仕組みとなっているため、保険料負担の引き下げのために国の負担割合を大幅に引き上げるよう、強く国に求めること。
- 2) 介護保険料の原則２割負担化は、第１０期に先送りされた。被保険者の負担軽減に向けて、県はあらゆる機会を通じ、原則２割負担化の中止を国に求めること。

- 3) 基準額に満たない一部の低所得者には若干の軽減措置が講じられているが、対象が不十分である。介護保険財政への国庫負担が増額されるまでは、県独自の財政措置を講じ、保険料負担の負担軽減に努めること。
- 4) 高すぎる介護保険料の引き下げについて、市民生活を守る立場から市町村の独自性が求められる。市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、市町村に周知すること。
- 昨年の回答では県は「一般財源の被保険者以外の方への負担転嫁、繰り入れの常態化による財源の圧迫」「法定外繰入は費用負担の公平性を損なう」と心配しているが、介護保険制度においても法定外繰入は可能との国会答弁があった。政府答弁であり、介護被保険者の負担軽減に資するものであることから、県としてもこの答弁を尊重するべきである。

(3) 低所得者の利用料負担への助成について

- 1) 介護利用料の負担割合拡大の動きについて、国の議論を注視するのではなく、負担拡大を行わないよう国に求めること。
- 2) 低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では生活保護以外の単身世帯で年間収入150万円以下かつ資産350万円以下（二人世帯は年収200万円以下かつ資産450万円以下、三人世帯は年収250万円以下かつ資産550万円以下）の場合は、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型通所介護などの利用料の40%を減額している。先進自治体に学び、県として独自制度をつくること。
- 3) 昨今の物価高騰もあり、介護施設に入所している低所得者の負担軽減は待ったなしである。しかし、国は水光熱費を補うどころか、利用者負担第1段階の多床室利用者を除き、「在宅生活者との公平性」を理由に居住費の負担限度額を昨年8月から日額60円引き上げた。月額1,800円、年間21,600円の負担増である。
- 補足給付の見直しと資産要件の撤廃を強く国に求めること。また、見直しが行われるまでは県として独自の減免制度や補助制度を創設するなど、施設の利用が続けられるようにすること。
- 4) 社会福祉法人等が行う低所得者への負担軽減措置に対する補助を増額するよう、国に求めること。また、国が補助を増額するまでは、県として補助制度を創設すること。

(4) 介護報酬に関して

- 1) 介護事業所の運営は、厳しい事態となっている。基本報酬の引き上げが必要であり、国に10%以上の引き上げを求めること。特に、訪問介護事業所の廃業・倒産の事態は、一刻を争う深刻な事態となっている。緊急策として2024年度に引き下げた訪問介護の基本報酬を引き上げ、事業所の経営継続に向けた支援を国に求めること。
- 2) 施設職員の長時間過密労働や「ワンオペ夜勤」の解消に向け、配置基準の見直しや必要な補助などを行うよう国に求めること。
- 3) 介護福祉士は専門職であるにもかかわらず、総務省の日本職業分類に記載がない。国に対し、職業分類に掲載するよう働きかけること。
- 4) 介護福祉士が業務上不可欠な倫理観を身につけるため、すべての介護福祉士に倫理教育を実施し、義務付けること。さらに、出前研修を充実すること。

(5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化（要介護3以上）は、入所待ちの長期化、財政的な課題、医療ニーズへの対応、介護職員の負担による離職が増えるなど問題が多い。重点化はやめるよう国に求めること。
- 2) 入所施設を退所される方の退所理由について、県として把握することは重要である。入所制限や負担増が理由の場合があり、報告を求めること。施設利用者が安心して入所が続けられるように、必要な改善を図ること。
- 3) 県は第9期かながわ高齢者保健福祉計画に基づき必要数に応じて計画的に整備を促進しているとしているが、毎年（4月時点）1万人を超える特養待機者が存在する。特養整備目標が過少である。県内の特養待機者を解消できる計画目標を盛り込み、市町村と連携し、特養の整備・増設を図ること。
- 4) 災害時や緊急時を想定し、県所有地の利用を含め、人工透析患者の透析治療が可能な施設を併設した介護施設を整備できるよう、県として財政支援を行うこと。

(6) 市町村の新総合事業について

- 1) 以前は要支援対象の介護予防給付であって、いわゆる介護保険外しと呼ばれ、市町村の新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行したサービスについて、原則として介護保険の予防給付に戻すよう国に要望すること。
また、現行の新総合事業のサービスには、その地域のニーズに応じた市町村独自のサービス類型があり、要介護を含む介護保険給付対象の方でも必要に応じて利用できるよう、サービスの選択肢を広げるよう国に要望すること。
- 2) 要介護認定申請を優先にすること。介護申請を阻むようなことが起きないように、市町村に対して指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には、本人及び家族に対して希望に応じて要介護認定申請を行うことが可能であることを必ず口頭で伝え、要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等の配布を徹底するよう、市町村に働きかけること。
- 3) 新総合事業のA事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、県としてサービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握すること。市町村への情報提供とともに、改善が必要と認められる場合は、市町村に適切に助言・指導を行うこと。

(7) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) 介護従事者の処遇改善を図るため、賃金を少なくとも全産業平均以上に引き上げるよう、国に求めること。なお、被保険者の保険料や利用料に跳ね返らないよう、その財源は介護報酬と切り離して別枠で措置するよう、国に求めること。
- 2) 訪問ヘルパーの移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、処遇改善は急務である。さらに、介護職の高齢化が著しく、担い手不足で深刻な実態にある。介護報酬の引き上げや処遇改善を国に要望するだけでなく、県としても、財政措置を含めて、訪問ヘルパーの賃金や処遇改善に資する具体的施策を実施すること。
- 3) 介護職の賃金引き上げや処遇改善と併せて、介護職の人材確保に向け、介護職場の魅力を普及する取り組みを引き続き実施すること。また、受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校の学生に対して給付型支援を実施すること。

(8) その他介護保険制度全般に関して

- 1) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られる。身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となるため、国に給付抑制の撤廃を求めること。
- 2) 要介護1・2の方の生活援助を新総合事業に移行し（要介護1・2の介護保険外し）、ケアマネジメントに利用者負担を導入（ケアプランの有料化）、介護被保険者の年齢を30歳以上に引き下げ、多床室の室料負担の拡大などの制度改定は先延ばしされたが、第10期で実施される恐れがあり、これ以上の制度の後退を行わないよう国に強く求めること。

[5]. 高齢者福祉の充実に向けて

- 1) 災害時要支援者（高齢者世帯や介護保険利用者）への対応については市町村によって大きな違いがあり、見守りや支援のあり方や体制が十分でない市町村もある。
県として実態調査を行い、支援内容が不十分な場合は指導・助言し、十分な支援が行えるよう求めること。
- 2) 緊急時や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器について、県は見守り機器の情報をHPに掲載するだけでなく、県として高齢単身世帯への見守り器等の設置補助を行うこと。
貸し出しや補助がない市町村や、老人クラブがない又は解散した地域もあり、訪問が困難になっているので見守り機器は必要である。
- 3) 室内での高齢者の熱中症が増えており、健康や命を酷暑から守ることは急務である。低所得の高齢者世帯ではこれ以上の家計の見直しも困難であることから、エアコン購入費や修理費、電気代の補助を県として行うこと。
- 4) 補聴器は高額で、年金生活の高齢者には経済的に大きな負担となる。そのため補助制度を創設している自治体も一部あるが、補助額は十分とは言えない。市町村への情報提供だけでなく、県として購入補助制度を創設すること。また、後期高齢者医療広域連合に対して、基本健診項目に聴力検

査を入れるよう働きかけること。

〔6〕生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

（１）生活保護基準の是正と生活保護世帯への国の支援強化について

- 1) いわゆる「いのちのとりで裁判」において、生活保護費を物価の下落率を根拠として引き下げた「デフレ調整」が違法だと、２０２５年６月に最高裁判所判決が確定した。国は判決を受け止め、謝罪と減額された保護費全額を遡及して支給するよう、県として国に求めること。
- 2) ガソリンなどの燃料、光熱水費、食料品、生活必需品等の連続する物価高騰は、生活保護世帯のくらしや命を著しく脅かし深刻な事態となっている。また、猛暑を乗り切るために可及的速やかに、物価高騰に見合った１０％以上の生活保護費の大幅な引き上げを国に求めること。
- 3) 市町村とも連携して生活保護を利用している県民の生活状況を把握し、実態を知ることは県として必要であると考え。生活保護は「国において対応すべき事項」というのであれば、県として県内の生保利用者の実態を示し、必要な改善策を検討するよう国に求めるべきと考えるが、実態把握の必要性に対する県の見解を示すこと。
- 4) 酷暑の夏に電気代を気にして控え気味にエアコンを使っている生保世帯があり、命に係わる実態があることを国に示し、早急に夏季加算を設けるよう、引き続き国に強く求めること。また、廃止された高齢加算や冬季加算も元に戻すよう、引き続き求めること。
- 5) マイナ保険証が導入されたが、生活保護利用者がマイナンバーカードを利用しない場合や利用申し込みが完了していない場合には、これまでどおり紙の医療券・調剤券が発行される。医療機関を受診するたびに福祉事務所に医療券の発行を求めることは、生活保護利用者への差別的対応と言えるため、必要な時に医療機関を自由に受診できるよう、こうした生活保護利用者には一般の被保険者と同様に資格確認書を交付するよう国に求めること。

（２）生活保護制度の改善・充実について

- 1) 扶養照会が生活保護申請をためらう大きな要因となっている。人権侵害にあたる扶養照会は制度的に廃止するよう、国に求めること。
扶養照会廃止までの間は、本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を確実に尊重すること。また、この対応を県内すべての市町村や福祉事務所に改めて周知徹底すること。
- 2) ケースワーカーが標準数を満たしていない自治体に対して県は指導したとのことだが、その結果、改善が図られたかどうかを調査し、未改善の場合はさらに指導を強めること。
ケースワーカーの研修を強化し、福祉専門職員を配置するよう求めること。引き続き増員への財政支援を国に求めること。
- 3) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。そして、これらの対応を県内自治体に指導し、不適切な対応については改善を求めること。
- 4) エアコンがない無料低額宿泊所が存在している。猛暑への対応は条例にある熱中症対策（扇風機等）では不十分であり、エアコン設置を必須とするよう条例に規定するなど、必要な措置を講じること。
県内７８施設での実施検査数を増やし、簡素な食事の提供や、２段ベッドの部屋など複数利用がないかどうか、施設環境の詳細な実態調査を行うこと。劣悪な場合は、改善指導を厳しく行うこと。

（３）生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、任意事業について実施していない県内自治体もあり地域格差が生じていることから、地域格差が生じないよう財源の確保を含めて各自治体への働きかけや援助を強めること。引き続き、財政措置を強化するよう国に求めること。
- 2) 子どもへの学習支援は子どもの将来の生活にも大きく影響することから、今まで以上に積極的に事業を進めるよう、県として財政措置も含め県内市町村の支援を強化すること。
- 3) すべての県有施設のトイレの個室に、生理用品を常備すること。また、公共交通である駅への常備についても、鉄道事業者に働きかけること。
- 4) コロナ禍で生活福祉資金の貸付が広がったが、物価高騰が重なり生活困窮者は特に返済が困難となっている。返済免除制度の拡充を図ること。
- 5) 無料低額診療制度お知らせリーフレットを地域包括支援センターに配布し、県のＨＰで県民に広

く知らせること。

- 6) 無料低額診療で診察を受けたとしても薬局が無料低額診療制度を使えないことが多いため、薬局も対象となるように国と連携を取って取り組むこと。また、それまでの間県として薬代の補助制度を創設し、無料低額診療の対象者への支援を図ること。

(4) 生活困窮の年金受給者及び無年金者への施策について

公的年金制度が国の制度であることを理由に、県は年金制度に関わる要望への回答を避けてきた。繰り返すが県に期待する県民の思いを真摯に受け止め、以下の項目ごとに県の認識を明らかにすることと、県民の暮らしを守る観点から、全項目について国や関係機関に働きかけることを強く要望する。

- 1) 公的年金と生活保護の関係について、昨年県は「それぞれの役割を持った制度」と回答し、「高齢年金は、高齢による稼働能力の減退を補填し、老後生活の安定を図るもの」と、公的年金制度が果たす役割を示した。生活保護利用者の半数が高齢者である実態から、無年金者の存在を制度的に許していることを含め、現行の公的年金の給付水準は「老後生活の安定を図る」制度になっていないことの現れと考える。この点について、県の認識を示すこと。
- 2) 年金制度の制度設計は国で議論されるべきとの回答だが、であるならば国の議論に資するよう、県内の年金生活者の実態を国に示し、物価高騰に見合った年金の引き上げを求めるべきと考える。県は年金生活者の実態を把握すること。
- 3) 国民年金の給付水準は低い。国が財政措置を講じて国民年金の給付額を引き上げるよう、国に求めること。
- 4) 最低保障年金制度の早急な創設を、国に求めること。また、無年金者に対する救済措置を早急に講じるよう、国に求めること。
- 5) 生活保護利用世帯の中でも多くを占める年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 6) 生活困窮者の中には高齢者が多い。年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、受給権や生存権の侵害に当たる。年金からの天引きを中止すること。

[7]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 「介護保険 65歳優先原則」を規定した現行障がい者総合支援法第7条を直ちに廃止するよう、国に求めること。
- 2) 「当事者目線の障がい福祉推進条例」に基づく計画が策定されたが、その実効性や体制の整備、財政措置など、具体的な課題についてはまだまだ不十分である。また、市町村との連携が大変重要となるとともに、現在の障がい者総合支援法に基づく制度では十分なサービス提供ができないため、当事者が十分にサービスを受けられるように、市町村に対する県独自の財政支援策を早急に講じること。
- 3) 障がい者差別の解消に関する事例集が改訂され、わかりやすくなった。今後はホームページに掲載するだけでなく、障がい者の利用施設や商店街や町内会・自治会などをはじめ、すべての事業所や団体等に知らせるとともに、日常生活のあらゆる場面、場所での広報やポスター等を掲示するなど、直接県民にわかりやすく周知すること。
- 4) 障がいのある方への差別解消のためのあっせんや紛争解決が職員対応となっているが、横浜市のように「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」等の組織を作り、専門的な人材によるあっせんや紛争解決に取り組むこと。
また、行政としての相談窓口を紹介するとともに、行政が差別解消のために取り組んでいる内容を掲載すること。
さらに、市町村にも相談窓口と紛争解決のための仕組みと体制を整備するよう取り組むとともに、市町村と連携し、相談対応の研修と検証を行い、常に改善を図ること。
- 5) 県民センターの点状ブロックが銀色で見えづらく、弱視者から要望があるため、黄色に変えること。障害者施策を講じるにあたっては当事者の声を聴くこと。
- 6) 県立中井やまゆり園が独法化されると、県職員が障害福祉の現場で働くことが極端に少なくなる。専門性が求められる障害福祉の人材育成に向けて県の人事制度を見直すとともに、研修制度の充実を図ること。
- 7) 県職員は研修だけでなく、障がい者支援の現場で実体験することが必要である。具体的な研修プ

プログラムを創設し、体験実習を行うこと。

(2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について

- 1) 神奈中バスが2025年4月から精神障がい者のバス運賃割引制度を導入したことは大切なことである。今後、まだ実施していないバス事業者へ働きかけるとともに、県として精神障がい者への独自の支援を行うなど、バス運賃に関する差別解消に取り組むこと。
- 2) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。
- 3) 肢体不自由者が、住みたい場所を選択することは当然の権利である。一般賃貸住宅の入居を希望する場合、家賃補助制度は尊厳を守るために必要な制度である。県は家賃補助制度を創設すること。
- 4) 障がい者グループホームの夜勤は、一人体制になっている。人手が足りず、労働実態に合わない低賃金であり、精神的に負担が大きい。また、長時間労働など、過酷さのため離職が多い。県のアンケート調査の結果を国に示し、改善を求めること。
- 5) 障害福祉サービス従事者の賃金実態は、全産業の平均よりも大幅に低い。また、どの事業所でも人員確保が課題となっている。これらの課題を解決するには、現在の処遇改善加算ではあまりにも不十分であり、サービス報酬そのものの大幅な引き上げが必要である。早急に報酬改定を行うよう国に求め、労働環境改善、処遇改善を図るよう国に求めること。県としても独自の措置を講じること。
- 6) 県として不足している障がい福祉サービス従事者を増やすため、現状の取り組みに加えてさらなる支援を行うこと。
- 7) 未経験者参入促進事業のさらなる周知を行ない、引き続き参加者を増やすよう取り組むこと。

(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

- 1) 相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるよう、報酬の引き上げを国に求めること。また、県独自に相談支援専門員に対する補助制度を設けるなど、相談支援専門員を増員するための措置を講じること。さらに、相談機関の増設を市町村に働きかけるとともに、市町村への支援を行うこと。
- 2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。これは合理的配慮の不提供であり、差別であることを県として明確に市町村に伝えけるとともに、市町村任せにせず、県の責任で事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。利用できない地域をなくすよう目標を決めて取り組むこと。
- 3) 移動支援サービスについて、各市町村の規則などで通勤に使えないなど利用制限が設けられているが、このような制限は障がい者の社会参加や自立を狭めることになり、合理的配慮の不提供になりかねないため、制限の撤廃に向けて標準規則を変えるよう強く国に求めること。
また、財政的な支援の拡充を国に求めること。さらに、県として財政支援を行うなど、移動サービスの拡充に向けて取り組むこと。
- 4) 障がい児の放課後デイサービスの安全・安心な送迎のために、医療的ケア児や重症心身障がい児がいない場合でも、職員が複数配置できるよう国に財政支援を求めること。
- 5) 福祉タクシー制度は利用者に喜ばれている制度であり、利用対象の拡大は合理的配慮である。県として情報提供だけでなく、市町村に支援を行うこと。
- 6) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、整備目標を達成するために、人員の確保や財政支援を含め国へ要望するだけでなく、県が積極的に支援すること。
- 7) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、引き続き補助金等の活用を市町村に働きかけ、さらなる補助率の引き上げを行うこと。
- 8) 「グループホーム等利用者地域支援事業」について、政令市・中核市も補助制度の対象とすること。
実施していない市町村の理由を明らかにし、市町村に実施を促すこと。また、県として補助率の引き上げを図り、補助制度を拡充すること。
- 9) 重度訪問介護事業所における課題を早急に把握し、県として寄り添った支援を行うこと。
- 10) 居宅介護等の訪問系のサービスにおいて、障がい者の家族の負担をなくすためにも、希望する支援が十分受けられるようにする必要がある。サービスが制限されないよう、適正な支給決定を行うよう市町村に対して強く働きかけること。
- 11) 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」に

において、地域移行について目標を設定したことは評価する。精神障がい者の地域移行・地域生活支援について情報共有や他地域移行、普及啓発、研修会を引き続き続け、さらに県として独自の助成措置を講じること。

- 12) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。2020年度から重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援が地域生活支援事業の対象範囲に含まれていることを引き続き市町村に周知し、事業の対象を拡充するよう働きかけること。

また、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するアシスタントを配置できるよう、補助制度を新設すること。さらに、国に対して制度化を働きかけること。

- 13) 障がい者の就労と地域生活を支援するため、「重度障がい者等就労支援特別事業」が実施されるよう市町村への周知を強めること。県独自の財政支援が増やせるよう、国と協議すること。
- 14) 厳しい財政運営を余儀なくされている市町村の社会福祉協議会に対して、調査を行なうこと。また、日常生活自立支援事業について、市町村によって支援内容に格差が生じないように市町村に働きかけること。さらに、県の補助金を増やすこと。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

(要望) 261

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障害児入所施設及び療養介護事業所が不足し、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県は入所調整を行うだけではなく、希望者の入所を可能とするよう、入所施設やグループホームの設置に向けて早急に取り組むこと。

また、グループホームについては、課題整理を行い必要な支援体制を検討するとした重症心身障害児者等支援体制検討会の検討内容に沿って、早急に整備に向けて取り組むこと。

- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設でショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。

在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドについて、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように、早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村任せにせず、財政支援を含めて県独自の支援策を講じること。

- 3) 障害児等メディカルショートステイ事業に関し、利用者がいつでも利用できるように、常時ベッドを確保するよう医療機関に働きかけること。また、そのための財政措置を県として行うこと。

なお、県が現状を把握することは重要であり、2024年1月29日の事業開始以降同年10月末までで「利用登録者38人、利用者のべ56人」との回答だったが、現時点での①登録者数は何人か、②利用者数（受け入れ状況）は何病院、何人か、③利用希望者数は何人かを明らかにすること。

- 4) 肢体不自由者や医療的ケアを含む重症心身障がい者が利用可能なグループホームの設置数とサービス利用申し込み数を示し、実態の見える化に取り組むこと。

- 5) 障がい者の社会参加、就労の場として運営されてきた県庁新庁舎1階の「ともしびショップ」は2023年3月で閉店となったが、「ともに生きる神奈川」を示す温かい大切な場所であった。県内市町でも、障がい者が働くカフェ等が庁舎内に設置されている。

同年9月13日から障がい者の働く福祉事業所で製造したパンや弁当の販売が開始されたが、その事業は継続しつつ、県として財政支援を行い「ともしびショップ」の再開に向けて取り組むこと。

(5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について

- 1) 県立障がい児者支援施設を県職員が直接運営することで、専門性の向上やノウハウの蓄積、見えてくる課題や実態による障がい福祉の充実につながる。指定管理者任せで現場の実態がつかめなくなったことは、やまゆり園での教訓である。県直営こそ県の責任であり役割である。法人への移譲等はやめること。

- 2) 県立障がい児者支援施設である三浦しらとり園、厚木精華園、さがみ緑風園について、民間移譲を検討するとのことだが、県立障がい者施設は地域の障がい者福祉の中心的役割りを担っている。

他の民間施設の相談を受入れ、障がい者施設から地域生活への移行支援の充実、民間で受入れ困難な利用者の受入れ、職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善など、担っている役割を明確

に位置づけ、県立施設として存続し、県直営とすること。

また、今後検討するとしている津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園、愛名やまゆり園についても同様の位置づけを行い、県直営で運営を行うこと。

- 3) 強度行動障がい者の入所施設として大事な役割を果たしている中井やまゆり園は、県直営で存続させ県民要望に沿って運営すること。

- 4) 2024年7月に千葉県長生村で父親に殺害された重度障がい者の方は中井やまゆり園の短期入所利用者であり、千葉県に転居して悲惨な事件となった。その一因として、家族への支援が不十分だったことが考えられる。

県はその責任を重く受け止めるべきであり、二度と繰り返すことのないよう、困難な相談に対して十分寄り添い、希望に沿った入所等ができるよう、新規入所停止は撤回すること。

- 5) 障がい者入所施設の待機者調査の結果、入所施設とグループホームの待機者は県全体では1,067人にのぼり、待機者が多いことが分かった。この調査結果に基づいて神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の見直しを行うこと。また、待機者の解消に向けて入所施設、グループホームを増設すること。

- 6) 県は神奈川県立総合療育相談センターあり方検討会の報告書を踏まえ、身近な地域で療育相談やリハビリテーション、短期入所などの支援を受けられるよう、市町村や関係機関、医療機関との連携を強化し、地域をバックアップする方向性を定めたとのことだが、重症心身障害児者の入所施設等がない湘南東部保健福祉圏域では、特に施設の確保が長年の切実な要求となっている。

短期入所事業は総合療育相談センターの本来の機能の一つであり、医師、看護師等の人材を確保し医療設備や医療機器を早急に整備するなど、短期入所事業を安定して実施できるようにすること。

【8】. 未病関連事業予算について

- 1) 未病関連事業は抜本的に見直し、介護予防や特定健診、特定保健指導、健康診断などの市町村の健康増進事業への支援に変えること。
- 2) 未病改善の取り組みについて、県の健康寿命やがんの罹患率、健康診断や再検査の受診率などを見ても効果があるとは言えない。病気を治すためには早期発見、早期治療が重要であるため、県として市町村が行っている特定健診、特定保健指導、健康診断、がん検診などの利用者負担を無料にするために、市町村への財政支援を行うこと。

《 4 》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

【1】. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利を守り労働環境を改善するために、引き続きかながわ労働センター及び各支所において新しい課題を盛り込んだ研修を実施し、専門性の高い職員の育成、相談体制強化を図ること。
- 2) 相談における支援ノウハウの質を高めるために、専門家からも事例を収集し、雇用形態別、課題別の県民向け労働相談事例集を作成し、神奈川労働センター以外の労働相談の参考となるようHPで公開すること。
- 3) 依然として違法・不公正な働き方が蔓延している。労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強化すること。違法行為を行う企業を把握した際には、労働基準監督署と連携し是正を図り、その検証を行うこと。
- 4) 中小企業労働環境改善訪問事業の充実のため、訪問件数の目標を持って取り組むこと。また、その取り組みについてHPに把握した課題だけは記されているが、改善事例など内容を公開すること。
- 5) 企業等におけるパワハラ・セクハラなどの人権侵害根絶のために、引き続き実効力ある取り組みを実施すること。さらにパワハラ禁止規定を国に求めること。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。

(2) 企業への指導・啓発について

- 1) 改正労働契約法の趣旨に反する無期雇用移行を回避するための有期雇用労働者の雇止めが生じな

いよう、事業主への働きかけを強めること。調査・指導権限がないことを理由に国任せにせず、脱法行為を許さないという強い決意を示し、積極的に啓発を行うこと。

- 2) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、企業の「経営判断」のみに委ねることなく、県としても情報を収集し関連機関と協議しながら、事前公表を含め地域への影響を最小限にと留めるため、必要な働きかけを行うこと。

また、産業構造の転換など止むを得ないものについては、整理対象となる労働者の再就職などに責任を持つよう、引き続き企業に働きかけること。

- 3) 日産自動車の経営再建計画に関し、関係行政機関連携本部を早期に立ち上げたことは評価する。影響が想定されるすべての自治体の会議参加を打診すること。日産自動車に対して計画の具体的内容に関して具体的内容や関連事業者の情報など詳らかに早急に求めていくこと。また、労働者や自治体、下請け関連事業者などと十分な話し合いを行うことを県としても要請すること。

(3) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 労働法の基本的知識は生涯に渡って県民を守るものである。学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに充実させること。また、高校生用の働くルールのパンフを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して内容の理解を促進させること。

併せて、県労働センターで行っている神奈川労働大学講座や学校、組合等に出向く出前労働講座の取り組みは承知しているが、希望者のみならず、対象となるすべての学校に行き渡っているのかを調査し、(昨年はこの部分について回答がなかった) 取り組んでいない学校においては、労働組合や社労士等の力も借り、実施を促すこと。

- 2) 労働手帳の配布については、広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。HP掲載も重要であるが、手元で活用できる冊子も重要である。望む人に必要数を配布すること。3年前、労働手帳を複数求めた社労士が、受け取ることができなかったとの事例を聞いている。

一昨年はこの点についての回答がなかったが、昨年もなかった。十分な数を確保し、労働者の相談に乗る機関、求めがあった県民に対し広く配布を行い活用を依頼すること。

(4) 職業技術校の拡充について

- 1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設置されるべきである。県民からは通いやすいところに職業訓練の場を増やして欲しいとの要望が出されている。訓練を受ける側の実態をより踏まえるべきである。

「大規模校化することで複数の職種を横断した訓練も実施することができ」るようになったとの回答であったが、リスクリングの必要性も説かれる中、仕事をしながら訓練する必要が高まっている。通いやすいところに設置する必要が高まっている。課題となっている職種の充実もオンラインを活用することで授業の幅も広げることも検討できる。現在の二校だけではなく、増設を検討すること。県民が利用する県有施設のサテライト的活用も図ること。

- 2) 産業構造が変化する場合、県の職業訓練施策の中で企業の職業訓練との連携や支援なども検討すること。

- 3) 県立職業技術校の訓練内容の充実を図ること。無料だから受けることができたという声は多い。受益の対象は一県民にとどまらない。本県の産業振興のために、また職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。

回答には国通知に基づき県立学校と同程度の授業料を設定しているとのことだが、高校が無償化された今、訓練費用は無償とすること。

(5) 企業誘致のあり方について

- 1) 企業誘致施策は、多くの自治体が行っているように一定割合の「県内雇用や県内発注」などを明確に要件とすること。また、最低でも県内企業への発注と同様に県内雇用を努力義務とし、議会に報告すること。「立地を支援した企業が操業を続けることで、県内居住者の雇用が増えていくことが期待」されると回答があったが、期待だけして検証を行わないことは、血税の投入事業としては怠慢である。

一昨年の回答では県内雇用は「本県への立地の阻害要因」とまで言及しているが、雇用の一部に「努力義務」を設けることまで阻害要因と捉える企業は、誘致するに値しないと考えるべきである。日産問題のような大量リストラが危惧される局面で、100億円を超える誘致助成金を出しておき

ながら県民の雇用実態が把握できていないという協の甘さは、県民に理解されない。バラマキと揶揄されるような企業誘致を見直し、県内雇用を一定割合義務とすること。

(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

- 1) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルール確立を図ること。中小企業について一般的な支援策に留まらず、正規雇用の確保・拡大に向けた支援策を創設すること。また、引き続き国に対して、正規雇用を基本とする法改正を行うよう求めること。
- 2) 昨年の回答によると県内非正規労働者の実態把握を行ったとのことだが、これらの把握を活かし、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険への加入や正規労働者との均等待遇を図り、事業者に対し正規化に向けた啓発を強めること。
- 3) 引き続き経済団体・企業などに、真に一時的・臨時的な仕事以外は正規雇用とすることを促すこと。とりわけ新卒者については、正規雇用を原則とするよう要請すること。
- 4) 職を失ったひとり親などに向けた職業訓練や、就労準備支援などの多彩な支援策を市町村と協力して周知拡充すること。
- 5) 「就職氷河期世代」について、県は引き続き就職など生活の確立に向けた援助を行っているが、これらを周知し、人手不足の分野に希望者が技術を身に付けて就職できるよう支援すること。

(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺などを防ぐことはもとより、人間らしい暮らしと両立させるためにすべての労働者の年間総実労働時間が1,800時間以下となるよう、国及び県内企業に働きかけを強めること。また、不払い残業や、年次有給休暇取得に関し、事態調査を行うこと。
- 2) 2025年の神奈川の最低賃金は63円引き上げの1,225円となったが、全く不十分との声が多く上がっている。最低賃金「時間額1,500円」の実現が必要である。
最低賃金法の周知・遵守だけでなく、群馬県や徳島県では知事が最賃審議会において要請したように、神奈川県としても中小企業支援と一体の最低賃金の大幅な引き上げを、国や神奈川労働局に強く働きかけること。

(8) 高齢者の労働環境改善に向けて

- 1) 県内企業に対し、年金の全額支給まで雇用を継続するよう働きかけるとともに、高齢者の再雇用、賃金・労働条件における差別をやめるよう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化するとともに、労働法制の適用を受けられるよう国に求めること。

(9) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 障がい者雇用を促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。
- 2) 県庁の障がい者雇用、とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用について努力していただいているが、引き続き雇用促進に努めていただくこと。

(10) 外国人労働について

- 1) 外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びてきた。育成就労制度へ移行しても実態把握に努めること。
適正な労働条件を確保するための様々な取り組みは承知しているが、外国人雇用主に対する適正な労働条件を確保するセミナーへの参加は有志では効果が薄く、参加を義務づけること。また、県のHPという手段にとどまらず、多言語の労働手帳または労働問題対処ノウハウ集を外国人コミュニティなども通じ外国人労働者に提供すること。
また、多言語資料の言語の種類を労働者の雇用実態に合わせ、少しでも増やすこと。
- 2) 国の「外国人雇用状況調査」は事業主を通じた量的把握が主であり、外国人労働者の就労実態の把握は、極めて不十分である。労働センターにおける労働相談では、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについての相談が多いとのこと。実態をより把握し、外国人労働実態の全体像を明らかにするため、外国人労働者らを対象にした調査を行うこと。併せて事態の改善を図る方法を確立すること。

3) 神奈川県が国家戦略特区として行い事務局を務めている外国人家事支援受入事業は、セクハラやパワハラの被害が懸念されているが、県としてどのように事業を検証し課題を把握しているか説明されたい。また、企業が契約更新せず98人が帰国し4人が所在不明となるなど多数が雇用継続されず、行方不明者まで出し、社会問題となるニチイ学館の事件を受けて、県として行った改善策について説明すること。

4) 外国人家事支援受入事業において、事業者を通じたアンケートでは労働者の実態把握は十分ではない。直接回収による労働者アンケートを実施し、その結果を公表すること。

5) ニチイ学館の契約更新不履行という大きな事件に際して、第三者管理協議会は問題解決のための会議を一度も開催せず、問題解決の受け皿になっていない。家事支援外国人労働者の人権を擁護するため、サポート体制を整えること。第三者管理協議会事務局への令和6年12月の相談件数は0件だということだが、相談体制が機能しているのか疑問である。

「特定機関又は利用世帯で、人材が不当に扱われるような事案が発生した場合には、協議会が特定機関に対し、是正のための必要な措置を講ずるよう対応を求めて」いるということだが、制度開始以来の対応件数と講じた措置について説明すること。

神奈川県第三者管理協議会に関しては、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。また、相談実績を公表すること。この点についても、昨年回答がないため再度求める。

(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて

1) 長年の要望である公契約条例について、早急な制定が望まれている。前回「労働者、事業者双方にとって意義のある公契約の制度や条例のあり方などを検討」と回答があったが、事態の改善が遅れている口実を中立性の担保に求めるべきではない。使用者に比して圧倒的に立場が弱い労働者を守るのが、行政の役割である。労働者保護の観点から、他県で制定されている公契約条例の意義について回答を求める。

2) 委託業務全般において「一般業務委託の積算等のルール化」を踏まえた適切な積算がなされ、賃金実態調査においても不適切な事例は認められないとのことだが、一般競争入札における最低制限価格制度を徹底し、適正価格での契約、仕様の適正化、積算基準、設計単価のルール化などをさらに進めるとともに、税金を使う公共調達（公共工事、物品の調達及び業務委託）では品質確保の上からも労働者の人権尊重や適正な労働環境の確保、働きかた改革が強く求められることを踏まえ、引き続き委託業務の適正性の確保に努めること。

3) 県の委託業務に関わり、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じないように、「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでいる。疑義があった場合は、受注者に労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることになっているということだが、遵守状況の公表を行うこと。

[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 中小企業への支援強化に向けて

1) 中小企業支援の実効性を持たせるため、入札制度や物品調達制度、官公需の発注対象に県内事業者を選定すべく各種要件設定を工夫していることは重要である。しかし、それらの施策の効果検証がされていないのは問題である。目標設定あるいは少なくとも、発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について

1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」は、事業規模別に比較的丁寧な把握がされていると思う。しかし、複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態の把握ができていない。把握できるよう、設問を工夫すること。かつ、政策に反映させること。

2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者とりわけ零細事業者は、事業所数が圧倒的に多いため、その枠を拡充すること。その上で、小規模事業者の意見を恒常的に反映できる仕組みをつくり、不断に改善につなげること。

(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

1) 中小企業や小規模事業者は、円安物価高騰や賃上げで長期にわたり深刻な経営状況となっている。

持続可能な経営のために、工場・営業所・店舗等の家賃や機械・機器等のリース代など、他県にみられるような固定経費に対する支援を行うこと。

- 2) 本年は大幅な最賃引き上げが行われた。循環型地域経済への転換という点から、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。その際には直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。
- 3) 経営基盤の弱い中小企業や小規模事業者への支援策として、実態調査の上、元請や発注元となる企業が下請け二法を厳格に順守するよう、違反の抑止や救済策を含む有効な対策を講じ、単価と労働時間の水準が確保されるよう文書要請にとどめず、県として下請取引適正化推進講習会を再開すること。中小企業や小規模事業者に「下請け駆け込み寺」を広く十分周知すること。
- 4) 各種補助金の申請書類の煩雑さと給付決定までの時間の長さが指摘されている。県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設し、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。
- 5) 気候危機により、特に建設業と製造業で死亡者が多く発生しているとされる。今年は猛暑日が発生し、異常な暑さがいっそう強まっている。厚労省も労働安全規則を改正している。

こうした状況であっても納期との関係で作業を遅らせることはできず、今日の人手不足にあっては尚更作業への負担が強まる恐れがある。事業者まかせでは改善されない問題であり、県として働く者の熱中症対策を推進すること。公共事業の発注も納期を配慮し、民間企業においても配慮されるよう求めること。

(4) 異業種連携活動事業への支援について

- 1) 異業種交流に関しては外部団体任せではなく、県として中小企業振興策として、県内のイノベーションの創成の場であるH-A-T-S-U鎌倉などとの接点を持たせるなど、引き続き情報共有の促進を図ること。その際、適正な労務管理についてのアドバイスを得られるよう、併せて進めること。
- 2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所は、東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。評価委員会の中でも人材確保と人材育成の難しさが指摘されている。体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。
- 3) 業界団体がキャリアアップや起業セミナーを独自に開催する際に、県として講師派遣を支援すること。

(5) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であったが、円安物価高と光熱費高騰、賃上げの影響も追い打ちをかけている。商店街振興諸施策の周知と応募商店街の拡充を図ること。
また、商店街対策に留まらず、地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」について先行例を研究し、創設すること。
- 2) 地域経済にとって商店街はコミュニティの場としても防犯の点からも大きな役割を担っており、商店街振興施策が求められている。商店街等プレミアム商品券支援事業や商店街等再活性化支援事業等は利用者に歓迎されている割に活用商店街数は1割に満たない。申請に至らない要因を調査し、事業の継続性と実効性をもたせるとともに、想定を上回る申請があるならば、予算を増額してさらなる活用を図ること。
- 3) 小規模事業者の困難に寄り添い、市町村も国も制度を設けているならば、県も情報提供に留まらずすべての市町村が取り組めるよう、市町村リフォーム助成制度に対して協調補助すること。
- 4) 県産材・県内資材などの優先利用をさらに徹底すること。優先利用については、補助制度を拡充すること。

(6) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について

- 1) 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」には、大企業者の責務として「中小企業の振興に対する大企業者の理解」について定めている。回答は、大規模小売店舗立地法13条の説明に過ぎない。大規模小売店の立地は現に地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な維持・発展を阻害し、地域の商店街や商店の廃止・廃業で買い物難民が増大するなど生活環境の悪化を招いている。大規模小売店舗立地法を働き掛けないとすれば、県として大規模小売店舗の立地にあたり、「中小企業振興に対する大企業者の理解」を制度化するよう、国に働きかけること。

- 2) 我が国には、納税者の権利を保障する基本法が存在していない。税務調査の現場でしばしばみられる、事前通知なしの税務署員の突然の訪問（任意調査）や一方的に所得を算出し納税を強要する「推計課税」など人権無視の強権的な税務行政を改めさせ、納税者の権利を守るために、手続規定の整備が求められる。国に対して納税者の権利憲章制定を求めること。少なくとも県でその理念を具体化した憲章を策定すること。

【3】. 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を

（１）食料自給率の向上について

- 1) 日本の食料自給率（２０２３年度）はカロリーベースで３８％、生産額ベースでは６１％になっている。本県では２％と、何十年と横ばいで推移し続けている。
- ２０２４年には米不足から米価の高騰を招き、政府もこれまでの減反政策を反省し米の増産を図るとしたが、農家への支援が不十分である。農家の所得を安定させる所得保障と、安い価格で消費者が購入できるようにする価格保障制度を確立するよう、国に求めること。
- 2) 本県でも食料自給率の向上を施策の柱に位置づけ、県内自給率の目標を持つこと。特に、これ以上農地が減少しないように取り組むとともに、農家への支援を強化すること。
- 3) 地球温暖化による酷暑の影響で生育障害や収量・品質の低下等の影響が甚大化しているため、新品種の開発・普及や遮光資材・かん水等の栽培技術の導入を促進するとともに、作付け転換等に取り組む農業者への支援を強化すること。

（２）都市農業振興のために

- 1) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手の確保は重要な課題である。こうした担い手に対して、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。
- 2) 小規模農産物直売所の設置は、本県農業の多数を占める小規模農家の経営を支援し、６次産業化と販売を含めた環境づくりの一環として重要である。県として補助制度を創設する等、小規模農産物直売所の設置を支援すること。
- 3) 農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価において、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にすること。農作業場や屋敷林、市民農園なども農地に準じた課税とするよう、引き続き国に要望すること。
- 4) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。また、町が推進できるよう、財政的支援を国に働きかけること。
- 5) 業者開設型の市民農園は業者が農家に負担を強いる例があるため、適切な協定となるように、「農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等」についてあらかじめ規定しておくよう、県として推奨すること。また、業者が農家に負担を強いることのないように、法の運用について一定の拘束力を持たせるよう、国に働きかけること。

（３）農業基本政策について

- 1) 国連「家族農業１０年」（２０１９～２０２８年）の中で、家族農業は、「ジェンダー平等」と「女性農業者の指導性の発揮」を中心に捉えている。そのためにも土地や生産手段の取得、相続や融資を受ける権利などを含め、女性に対するあらゆる差別をなくすことを積極的に進めること。
- 2) 農業従事者の高齢化、長時間労働の実態改善に向け、県内ですでに農業に従事する女性を対象とした健康・意識（男女共同参画、高齢化・後継者問題、母性保護、休暇の取り方、直売・加工所問題など）の調査を実施すること。
- 3) 家族経営協定を締結することによって受けられる制度上のメリットや、女性の仕事と家事・育児の二重負担の軽減について周知し、アドバイス・相談等の体制を強化し、「生活面での役割分担」の取り決めが進むよう、男女共同参画グループとも連携して啓発すること。また、締結時の支援を強化すること。
- 4) 県内の農業委員に占める女性の割合を把握し、目標を持って女性農業委員の参画を強めるよう働きかけること。
- 5) 県としても米や麦等が将来に渡って安定的に供給が図れるよう、廃止された種子法と同様の効力

が発揮できる条例を制定すること。併せて、種子法の復活を国に求めること。

- 6) 改正種苗法により、これまで認められていた自家採取・自家増殖は、登録品種については自家増殖が原則禁止となり、登録期間中は許諾制となって許諾料を払うこととなった。

登録品種の利用状況と、登録品種以外の品種の自家増殖の状況を調査すること。また、登録品種においても自家増殖ができるように、種苗法の改正を国に求めること。

- 7) 有機食材を相応しい価格で学校、保育所、幼稚園、福祉施設などで採用できるように、県として独自の支援策を講じること。また、環境保全型農業直接支払交付金の更なる拡充を国へ要望すること。
- 8) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を広域かつ一体的に進めることができるよう、県として支援すること。
- 9) 耕作農地の減少を食い止め、CO₂貯留量を増やす農地を確保するために、ソーラーシェアリングなど再生エネルギーを活用して地域循環型経済を推進すること。全国の好事例について研究し、県内での実現を図ること。
- 10) 本県の農業人材力強化総合支援事業について、新規就農者の育成確保をさらに推進するために、親元就農5年以内の継承要件を緩和すること、定年帰農者も活用できるようにすることなど、要件の改善と拡充を引き続き国に求めること。併せて、実現するまでは県独自で予算措置を講じること。
- 11) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、市町村には基本的に普及指導員がいないことから県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。
- 12) 農業次世代人材投資事業の利用期間について、利用期間を5年に戻すよう国に求めること。短縮された期間の補填を行うなど、県独自の定着支援を財政措置も含めて具体化すること。
- 13) 県立大船フラワーセンターは、原種の保存がされず希少種が削減されるなど、以前のような植物園としての機能が低下している。県立大船フラワーセンターが植物園としての機能を強化するために、登録博物館とするか若しくは同等の施設を整備し、県が所管する登録博物館に植物園を設置すること。
- 14) 農地法違反転用について近年、悪質・巧妙化していることから、優良農地を保全するためにも、県として農業委員会と共同して現地指導を行うなど対応の強化を図ること。また、さらなる罰則強化を国に働きかけること。
- 15) 野菜価格安定対策と農業経営収入保険との同時加入を認めること。
- 16) 農業経営収入保険の加入を促進し、農家の保険料負担軽減のための補助制度等を創設すること。

(4) 畜産業の振興に向けて

- 1) 飼料価格の高騰が続いているため、配合飼料価格安定基金を活用し、高騰前の価格を基準に高騰分のすべてを補填できるよう、制度の改善を国に要望すること。また、輸入飼料に依存する体制を転換するために、自給飼料の生産拡大や国産飼料の確保のための予算を拡充するよう、国に要望すること。
- 2) 飲用向け生乳の生産費を販売価格が下回った場合、差額を補てんするような補助制度を作ること。また、国に対して制度の創設を求めること。
- 3) 家畜の診療や検査等について、農家の負担を軽減するための支援を行うこと。
- 4) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を行うこと。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう県は正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。

(5) 林業の振興に向けて

- 1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。また、「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に則って、県内すべての市町村が基本方針を策定するよう働きかけを強めること。
- 2) ナラ枯れ対策について、現行の森林病虫害等防除事業の補助制度の充実や予防対策に関する補助メニューを拡充し、活用を推進すること。
- 3) 森林調査の委託業務の入札に、最低制限価格率を適用すること。
- 4) 森林整備にあたっては、脱炭素社会の実現や花粉発生源対策などに貢献するため、主伐だけでなく

く広葉樹の植栽と一定期間の保育までの経費を確保した補助制度を創設すること。また、広葉樹苗木の活用と広葉樹苗木生産の支援を行うこと。

(6) 鳥獣被害対策について

- 1) 有害鳥獣の捕獲者から「埋設場所の確保が難しい」、「焼却施設までの運搬の負担が大きい」などの意見があり、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却場までの運搬費の補助をするなど、捕獲した有害鳥獣の円滑な処分を支援すること。
- 2) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制限し、鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。
- 3) 近年、全国的にクマの出没による被害が増えている。クマが生息する森林地域でドングリなどの不作が原因とも言われている。県としてのクマの対策マニュアル・方針を作成し、クマ対策を総合的に取り組むこと。また、そのマニュアル等を県民に知らせること。さらに、人とクマの棲み分けを促進するために、混交林化の取り組みを強化し、広葉樹の植樹等を進めること。
- 4) 意欲のある方が申請しても措置されない例が生じないように、農業従事者狩猟免許取得推進賛助金を拡充すること。
- 5) 鳥獣の駆除を進めるためにもジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つよう、広報や財政支援を図ること。
- 6) ヤマビル対策被害対策事業費補助金については、ヤマビル対策を担うボランティアの件費も対象にするなど、拡充を図ること。また、登山者・ハイカーに対して積極的に注意喚起を図るとともに、ヤマビルの生息域を広げないための対策を講じること。
- 7) 各種外来生物の防除実施計画を策定し、引き続き計画的防除を行うこと。また、防除や捕獲等の事業の推進のために市町村事業推進交付金等の拡充を図るなど、予算措置を講じること。
- 8) 宮ヶ瀬湖や相模川水系のカワウによる漁業被害の対策を強化するため、予算を拡充すること。

(7) 漁業の振興に向けて

- 1) 国の経営体育成総合支援事業は、漁業の担い手確保策として若い新規漁業就業者に一定期間生活費を補填するものだが、一人前になるには交付期間が短いとの声がある。国に補填期間の改善を求め、県独自にも補助制度を創設し、漁業への若い人の就業と定着を図ること。
- 2) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。漁業経営を安定させて県民に水産物が安定供給できるよう、軽油引取税（地方税）の免税措置を恒久化するよう、引き続き国に要望すること。
- 3) 地球温暖化の影響で、磯焼けが進み沿岸漁業に深刻な影響を与えている。キャベツウニや早熟カジメの養殖の取り組みを促進するためにも、職員配置や予算の増など対策の強化を図ること。
- 4) 神奈川県栽培漁業協会がこれまで果たしてきた役割や経過を踏まえ、本県の水産業を守るためにも県として財政支援を強めること。
- 5) 神奈川県の人産アユの単価は他県の種苗価格より高く設定されているため、他県を考慮した価格設定に見直すこと。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、 原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューと補助額の拡充を図ること。
- 2) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、東京湾・相模湾沖での沖合津波観測設備の充実を引き続き国に求めること。
- 3) 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域の対応のためには、大幅な予算増額が求められる。県単独事業の整備を促進するために国に補助を求め、県も予算を拡充すること。近年の激甚災害に対

応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。

- 4) 液状化被害が発生する恐れのある土地の説明については、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国に要望すること。さらに、土地の売買の際には土地の状況を示す精度の高い資料を提示し、説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。国には説明の義務化を求めること。
- 5) 「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用促進に向けて、市町村や県民への周知を強めること。市町村とは具体的に協議を進め、制度実現を図ること。
- 6) 近年の台風や集中豪雨等による河川の氾濫、溢水が多発しており、早急な河川改修や整備が求められている。県が2010年に策定した新セイフティリバー計画は30年間の目標を定めているが、想定時間降雨60mmを超える降雨量が見られる中、計画を前倒しで進めるなど引き続き早期の対応を図り、国への財源確保要請も強めること。
- 7) 2019年の台風で災害を受けた多摩川流域の河川整備について、県として財政支援を行うこと。また、浸水想定区域にはマンションなどの集合住宅を新築できないように、災害対策を強化すること。
- 8) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は、総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。
国に財源拡充を強く求めることは重要だが、県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。また、国に財源拡充を強く求めること。
- 9) 盛土規制法が施工されたが、県として災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県の責務を明記すること、立ち入り調査の強化など、二度と2021年に熱海市で発生したような土砂災害を起こさないよう、土砂条例を改正し対策を強化すること。

（２）防災体制の確立と住民の避難について

- 1) 県内市町村の消防力について、「消防力の整備指針」により目標とすべき整備水準を達成できるよう市町村消防職員の充足率など実態を把握し、課題をともに検証し、支援を充実すること。
- 2) 能登の被災を教訓にした災害に強い水道管の整備が急がれる。水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和し、交付金を拡充するよう、引き続き国に求めること。
- 3) 市町村とともに引き続き避難所の指定拡大に取り組むこと。また、旅館・ホテルなどと「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」の締結を進め、協定締結事業者を拡充すること。引き続き国へ財政措置を求めること。
- 4) 横浜市をはじめ指定避難所の少ない人口密集地域では、自主避難をせざるを得ない状況も想定される。自主避難には避難者の把握や支援物資の提供などについて課題が多いため、自主避難に関する検討を進めるとともに、支援体制を充実すること。
- 5) 福祉避難所の指定を促進するよう、市町村と協力して取り組むこと。多くの自治体で、福祉避難所での避難訓練が行われていない実態がある。すべての自治体で訓練が行えるように、県として市町村を支援すること。
- 6) 福祉避難所に限らず一般の避難所についても、市町村に対しバリアフリー化の促進、トイレの整備状況、個別支援計画の策定などの実態把握をしながら早急に進めること。
- 7) 避難所の運営については、現実には運営主体への女性の参加がまだまだ遅れている。女性や多様性確保の視点、スフィア基準に基づく避難所運営のさらなる実態把握に努めること。併せて、避難訓練の実施も促進すること。

【2】. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて

（１）県営住宅の建設と修繕等について

- 1) 健康団地推進計画では県営住宅28団地7,000戸の建替えが10年間で着手されるが、丁寧に住民に説明すること。建替えによって家賃が上がるがないように、緩和措置ではなく県独自の減免制度をつくり、従来の家賃で住めるようにすべきである。
- 2) PFI事業による県営住宅の建替えはやめること。また、余剰地の活用について、売り払いではなく県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。

- 3) 交通の便の良い県営住宅等では応募倍率が高く、県営住宅への入居を希望する方が多い。また、民間住宅では入居が困難な高齢者、障害者等の受け入れを増やすためにも、県営住宅を増やすこと。

(2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 神奈川県は「住生活基本計画」で賃貸住宅供給促進計画を定め、居住支援を位置づけているが、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」がない。生活に困窮する高齢者、障がい者、子育て世帯、若者等に対しての家賃補助制度をつくること。
- 2) 県内に避難している福島原発事故被災者、能登半島地震被災者など他県からの被災者に対し、長期無償の住宅提供を保障するなど、国に新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している被災世帯への家賃減免を行い、福島原発事故被災者の減免についてはその財源を東京電力に請求すること。
- 3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を満たす場合は、公募によらず当該県営住宅への継続入居を認めること。被災者特例をつくり、優先枠をつくること。

[3]. 水道事業の改善について

- 1) 県西地域の2市8町の水道事業について、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、財政的な支援を行うとともに技術職員の派遣等を検討するなど人的な支援を積極的に行うこと。
- 2) 神奈川県広域水道企業団からの受水費の値上げは行わないこと。また、供給量の削減などを行い、受水費の削減を行うこと。神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。
- 3) 「水道システムの再構築」は、各水道事業者の施設を廃止し広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。今後の水道システムの見直しには、各水道事業者の自主性と防災対策などから水道施設の分散配置が重要であるので、現在の「水道システムの再構築」の案は大幅に見直すこと。
- 4) 広域水道企業団の事業運営は、県民の要望を反映することや事業運営のチェックがしにくくなる欠点がある。住民に開かれた水道事業とするためにも、広域水道企業団に過度に依存する姿勢を改め、広域水道企業団の増強はやめること。また、広域水道企業団の事業運営に関する資料等の公表に、よりいっそう努めること。
- 5) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても、分散型の水源確保や浄水場の確保が必要である。
- 6) 箱根地区包括民間委託を導入することで国内の水道事業の民間委託を促進し、水道事業を行える民間事業者を育成することにより、民営化を促進する役割を果たしていることは明らかである。
この公民連携モデルを国内に広げることは水道事業の民営化を促進することになるので、やめること。箱根地区包括民間委託はやめ、企業庁の直営に戻すこと。
- 7) 神奈川県営水道事業審議会における水道料金部会はすでに論議は終了し、値上げの条例改正も行われたことから、非公開にする理由がなくなっている。すべての資料と議事録を早期に公開し、政策決定過程を明らかにすること。
- 8) 水道料金の計算方式を用途別の料金体系に戻し、生活に関わる水は安く設定すること。
- 9) 水道料金の値上げが生活保護世帯に重くのしかかっている。2013年の生活保護の引き下げが最高裁で違法とされたことから、生活保護費に水道料金相当分が含まれているというのは計算上机上の空論であり、早急に生活保護世帯に対する減免制度を復活し、新たな低所得世帯への減免措置を講じること。また、保育園や子育て・福祉施設への減免制度を設けるとともに、障がい者就労施設や障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。
- 10) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分水量に関する「基本協定書」及び1993年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前による安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

[4]. 環境対策の強化について

(1) アスベスト対策の強化について

- 1) 「県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」について、次期改定時に関係者の意見が十分に反映できるように準備すること。また、労働調査等の実態調査を行い、計画が着実に実行されていることを確認すること。

- 2) 全ての石綿含有建材へ規制を拡大した改正大気汚染防止法により、作業内容の都道府県等への届出に必要な事前調査の実施は有資格者（必要な知識を有する者）に限られることなど、改正内容について施主に丁寧に説明することを事業者に義務付けること。
- 3) 今後アスベストを使用した建物の解体の増加が予想されるため、すべての工事の調査や検査等に当たる人員を増やすこと。アスベスト使用状況の調査、工事現場のパトロールや立入検査を大幅に増やし、罰則を強化し、不適切な工事を防止するよう改善・指導を強化すること。
- 4) 建築物石綿含有建材調査者の育成を図るため、講習費用に対する助成制度を創設し、スキルアップ研修の実施など、具体的な施策を講じること。
- 5) レベル3のアスベスト含有建材の解体が今後増えるにもかかわらず、レベル3のアスベスト建材の解体作業について作業内容の届出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。作業内容の届出や飛散防止対策について、県条例でレベル1、2と同様とし、一戸建て住宅へも広げること。
- 6) アスベスト含有建物の事前調査や除去工事費用は多額になる。吹付けアスベスト解体費補助は用途が限定されている上、吹付けアスベストの解体費補助の実績が少ない。利用しやすい制度にするために基準を緩和し補助額を拡充するなど、支援の強化を求めること。
また、補助制度の対象としてレベル2、3の建材を対象にした補助制度を創設するよう、国に求めること。国が補助制度を創設するまでは、事前調査・解体・除去工事に対する補助制度を県として創設すること。
- 7) 建設アスベスト被害給付金の給付対象に屋外作業員等を加え、アスベストによる健康被害を受けた方を広く対象とし、工場型被害者も建設型被害者も対象期間を広げるとともに、検査費用の補助を行うよう国に求めること。また、建材メーカーに財源の拠出を求めるなど、建設アスベスト被害給付制度の改正を国に働きかけること。
- 8) 「石綿ばく露歴把握のための手引き」（厚労省）を活用し、建設作業従事者の肺疾患患者に対する職歴等の問診を徹底するよう、医師会等に対して周知すること。また、この手引きを建設事業者に周知すること。
- 9) 県西地域には、神奈川県労働局と委託契約を締結して石綿の健康診断を実施する医療機関がない。当該地域の医療機関に助言・援助を行うなど、県として対策を講じること。また、公立病院の役割として位置づけ、足柄上病院で健康診断などをできるように取り組むこと。

(2) PFAS対策の強化について

- 1) PFASの規制について、諸外国の基準値を参考に科学的知見に基づいた基準値の設定を早急に行うよう、国に求めること。
- 2) 引地川水系や座間市などでPFASが検出された。また、相模原市東部の地下水などから基準値を超えたPFASが検出され、同じ地域のスリーエムジャパンのグループ工場内から暫定指針値の280倍に当たる濃度のPFASが検出された。
健康被害から住民を守るため、水質調査、土壌調査を定期的に行うこと。また、予防原則の観点から、周辺住民の血中濃度調査を早急に行うこと。さらに、河川や地下水の数値が高い場所について、近隣の井戸や農産物への影響について調査すること。

(3) プラゴミゼロをめざして

- 1) プラスチックの製造を減らすため、製造量の制限など必要な規制を国に求めること。
- 2) 県が藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機に関し、上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか疑問であり、除塵機運営補助制度を設けること。また、上流市を交えて開催していた協議会を再開し、藤沢市のごみ処理費も含め、県主導で費用負担を見直すこと。除塵機が壊れた場合は、新たに設置されないまま撤去される。流れたプラスチックは海岸や海の環境を破壊するマイクロプラスチックとなるため、早急に回収する必要がある。美化財団の清掃では到底追いつかないため、県としても財政支援を行うこと。
- 3) ごみ処理広域化・集約化計画に関し、一律に推進するのではなく、前提としてごみの減量と分別収集を徹底し、焼却量と最終処分量を減らすことを位置づけること。大規模な施設は維持補修費用も莫大で、災害時の対応が十分できないなどデメリットが多い。大規模な施設整備で市町村に過大な財政負担が生じないように、県として支援すること。

【5】. まちづくり

（１）不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) ツインシティ計画（寒川～平塚地域）は住民のためのまちづくりではなく、商業施設や企業の利益のためであり、環境破壊につながる計画なのでやめること。
- 2) J R 東海道線の太田～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担が今後膨大に増えることが明白である。区画整理、地盤改良、道路建設、浸水想定区域の災害防災対策など困難が多い。地域住民の要望に沿ったまちづくりを行うべきである。
物価高騰のもとで県民生活が厳しい時に、利用者がほとんど見込めない駅に巨費を投じる開発計画は非現実的であることから、計画を中止すること。
- 3) 巨費を投じて行うリニア中央新幹線の建設は、赤字経営、残土処理、電磁波による健康被害の懸念に加え、大深度トンネルでの災害時における避難の困難性など安全対策も不十分であり、国が妥当と認めても反対の声は依然として大きい。隣県では水源に支障をきたしている。経済に及ぼす効果よりも、県民の税金を多額に投入し県民負担を増やすものと考える。世界で気候危機が深刻な中、環境破壊の計画は中止すること。
- 4) リニア中央新幹線建設が進められる場合、水源地や相模川等の河川の環境保全や大量の建設残土発生に伴う諸問題について、県として地元住民の不安を聞き取るなど適切に対応すること。
- 5) リニア中央新幹線建設に関し、2022年1月の国会質疑で大深度区間のボーリングは10キロメートルに1本だったと判明したが、県内ではボーリングは何カ所行われたのか、前年は回答がなかったのを改めて示すこと。
また、地盤や地質調査を行わずに安全とは言い切れないことから、住民の不安を解消するために、J R 東海任せではなく、地下40mまでの多数のボーリング調査と地盤及び地質調査の実施をJ R 東海に求め、調査結果を住民に公表させること。
- 6) リニア中央新幹線建設に関し、J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。土地収用による強制的な地上げは行わないこと。

（２）ギャンブルに依存しないまちづくり、ギャンブル依存症対策について

- 1) カジノは多額の資金損失や借金を負うリスクがあり、失業や家庭崩壊など人生を狂わす深刻な事態を招く恐れがある。また、カジノは中毒性が高く、ギャンブル依存症に陥る危険性がある。そもそもカジノは賭博であり、日本では賭博は違法とされている。
こうしたカジノを含む統合型リゾート（IR）施設を建設し、人の不幸につけ込んで外国人の集客や地域経済の活性化を図り、自治体財政の確立やまちづくりを進めるなどは劣悪な施策であり、国や行政がやるべきことではない。県はIRの推進に反対すること。また、国にIR関連法の廃止を求めること。
- 2) オンラインカジノにはまり、ギャンブル依存症になる人が急増している。県はオンラインカジノが違法であることの周知に力を入れるとともに、国に解禁することのないよう要望すること。
- 3) オンラインギャンブルを含むギャンブル依存症の危険性を周知啓発するために、ギャンブル依存症の回復と予防に関する啓発ポスターや冊子を、県内の全ての小学校、中学校、高校に配布し、その活用を促すこと。
- 4) 児童生徒にオンラインギャンブルを含むギャンブル依存症について、予防教育を推進すること。
また、保護者に対し、オンラインギャンブルの危険性、依存症の兆候、および適切な対応方法に関する啓発活動を実施すること。
- 5) 教育現場の教職員がギャンブル依存症に関する知識を深め、生徒への適切な指導ができるよう、研修機会の充実を図ること。国が進めるギャンブル依存症予防教育モデル校の取り組みを県内でも広げ、必要な予算を確保すること。
- 6) ギャンブル依存症について、県の精神保健福祉センター等における相談体制を強化するとともに、当事者や家族にとって重要な受け皿となっている家族会や自助グループに対し、広報活動や相談会の運営を支えるための支援を実施すること。
- 7) ギャンブル依存症が治療可能な「病気」であることの社会的な理解を広め、早期相談を促すため、県のホームページやSNS、公共交通機関の広告等を活用した広報キャンペーンを実施するなど県民向けの広報・啓発キャンペーンを実施すること。
- 8) オンラインカジノが犯罪であることを県民に広く知らせるため、神奈川県警と連携し、注意喚起のポスター作成やサイバーパトロールを強化するなど、オンラインカジノの違法性の周知等を警察

と連携して強化すること。

(3) 駅利用者の安全と利便性の確保について

- 1) 各鉄道会社は駅の無人化や窓口無人化を進めており、駅員と連絡を取るにはモニターホンで駅員を呼び出さなければならないなど、特に肢体障害者や視覚障害者は利便性が確保されているところか大変不便を強いられている。
国土交通省ではガイドラインを作っているとのことだが、障がい者など駅利用者と駅の安心・安全を守るために、県として無人化や窓口無人化された駅の有人化を図り、夜間無人化や遠隔窓口など一部無人化された駅では少なくとも常時1名の駅員を配置するよう、各鉄道各社と関係機関に働きかけるとともに、駅の無人化計画を撤回するよう求めること。
また、障がい者や高齢者が駅構内を安全に移動するための援助ができるよう、引き続き十分な人員配置を各鉄道会社と関係機関に求めること。
- 2) 利用客の多い路線ではワンマン運転をやめ、複数体制で運行するよう、各鉄道会社と関係機関に引き続き働きかけること。
- 3) 視覚障がい者は双方向式自動改札で衝突することが多いため、有人改札に誘導する点状ブロックの設置をしていない駅については早急に改善するよう、各鉄道会社と連携して進めること。
- 4) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き鉄道会社に求めること。
- 5) 障がい者や高齢者などが安心して外出できるよう、ホームドアの早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。また、ホームに内方線ブロックを設置するよう、引き続き各鉄道会社に強く求めること。
- 6) 島型ホームにおいて、片側だけにホームドアを設置することは視覚障がい者にとって危険であるため、両側に設置すること。工事は両側同時に行うか、やむなく片側だけの場合は、その旨を頻繁に丁寧にアナウンスすること。

(4) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通を担うバス路線の廃止や再編については、地域の利用者の代替交通手段を確保するよう、交通事業者を求めること。
- 2) 地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入など、交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる市町村、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。また、運転手確保のために取り組んでいる市町村に対して、県として財政支援を拡充すること。
- 3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など高齢者の移動支援策を実施している市町村に対して、県として支援すること。また、自治体を超えて運行する路線などについては、県が主体となって利用者への補助を行うこと。
- 4) 県道路公社管理の有料道路の無料化を図ること。また、生活に欠かせない道路を通行する地域住民への配慮が不可欠であることから、真鶴ブルーラインを生活道路として利用する者には、減免措置を講ずること。また、早期に無料化を図ること。
- 5) 2020年3月末から運用が開始された羽田空港の新ルートは、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行する世界に例を見ない危険なルートであり、重大事故を引き起こしかねないことから、新ルートの運用を直ちに中止するよう、国に強く求めること。

(5) 開発と自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。また、現行の都市計画法の開発許可制度は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることが目的であって、里山や緑地保全の自然保護の観点がない。自然環境の保護を目的とした一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。
- 2) 雨水排水や河川整備、土砂災害、林地開発などの許可基準について、近年の降雨量の激増を考慮し、30年を超える確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設の設置を基準とし、管理者との協議を行うこと。

(6) 海岸の保全・清掃について

- 1) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであった。伐採されたが、伐採前の調査などについて事後

検証を行うよう平塚市に求めるとともに、住民の意見を聞き対応を図ること。

(7) 警察関係について

【一般要望について】

- 1) 都心部の交差点に手押し信号装置を設置することや、高齢者・視覚障がい者用音響装置付き信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。交通安全対策施設費の中でも、信号機設置予算は別枠化を図り、増設すること。
- 2) 騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をさらに促進すること。福祉施設の利用駅や踏切内にエスコートゾーンを設置すること。
- 3) 音響式信号機の音の鳴る時間について、住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時までとするなど、周辺住民へ配慮した上で可能な限り延長すること。また、音量可変の装置を検討し、早朝・夜間の音量調節などの対応を図ること。
- 4) 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。設置にあたっては、当事者の要望を聞くこと。
- 5) 交番を廃止する際には住民の理解を得ると同時に、廃止された後の住民の不安に対して対応策を実施すること。地域住民の安全を守るため、人口が増加している地域については交番の設置を検討するとともに、警察官の人員を増やし、特に女性警察官を増やすこと。

【ストーカー事件の検証について】

先般公表された川崎ストーカー殺人事件の検証報告書からは、県民の安全を守る警察として決定的な欠落が生じていることが明らかとなった。この事案では、①ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の機会の逸失、②事案の結了判断における本部対処体制の関与の不存在、組織的な初動対応の懈怠、③行方不明者発見活動における特異情報を踏まえた捜査レベル引き上げの機会の逸失、④被害者の親族からの申出に対する本部広報県民課の不適切な対応など、いくつもの事案解決への分水嶺を見過ごし続けた末に最悪の結末を迎えてしまった。神奈川県警は口だけの反省なのか心から改心しているのか、県民は注視している。

二度と繰り返さないためにも、以下の要望を真摯に受け止めて実行することを求める。

- 1) 事態が急変しかねない人身安全事案にかかわる全職員が研修を定期的に受けられるように研修の在り方を見直し、そのために日ごろから職員体制にゆとりを持つこと。
- 2) 女性職員による対応が望ましい事案が夜間に生じることも当然想定されることから、女性職員が当直するのに不便な設備を改善すること。
消防署などでは、女性職員は個室ユニットバスで当直することができるように配慮されているところもある。
- 3) 住民からの相談や被害届の提出の申し出について、追い返すような対応は厳に改めること。
現在の取り扱いでは、明らかに虚偽である場合には受け付けないことができるとしているが、実際には原則と例外が逆転したような対応を行っているところも少なくない。

[6]. 気候危機対策、原発・石炭火力発電所ゼロと省エネ・再生可能エネルギーの普及促進について

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、万一事故が起これば取り返しのつかない事態を招く原発の危険性を直視し、国に全国の原発の再稼働中止を求めること。また、老朽化原発の即時廃止を求めること。

(2) 気候危機対策の強化について

- 1) COP28の合意文書では初めて「化石燃料からの脱却していくこと」が盛り込まれ、「2030年までに世界全体で再生可能エネルギーを3倍にし、エネルギー効率を2倍にすること」などの合意がなされた。県は国以上の温室効果ガス排出量の削減目標の設定にとどまらず、この合意に沿った削減目標を設定するとともに、化石燃料からの脱却に向けて計画策定をすること。
- 2) 国の第7次エネルギー基本計画に関連して、本県の地球温暖化対策計画でも水素・アンモニア・CCSなどの推進を図るとしているが、水素・アンモニアについては、当面、化石燃料由来で製造されるため温室効果ガスの排出量の削減にはつながらない。CCSも国内、県内では埋立て適した

土地がないため現実性がない。地球温暖化対策計画での水素・アンモニア・ＣＣＳの推進を改めること。

- 3) 公共工事について、再生可能エネルギー１００％にするよう取り組むこと。
- 4) 国は住宅トップランナー制度を導入し、市場に多くの住宅を供給する大手事業者住宅の省エネ化を義務づける方向に進んでいる。県としても、建物の新築・改築時に省エネと再エネを一体的に推進するために、一定規模の建物には断熱化や太陽光パネルの設置など、脱炭素化対策の義務化を図るとともに太陽光パネル設置に対する県の助成制度を拡充すること。
- 5) ＣＯ２排出量の最多（３５％）を占めるのが産業部門で、その９５％を製造業が占める。県として事業活動温暖化対策計画書制度の本格導入にあたり、２０３０年に県の温暖化対策計画を達成できるように大規模事業者温室効果ガスの削減率を義務づけすること。また、国に対しても大規模事業所に対して温室効果ガスの削減率を義務付けするよう求めること。
- 6) かながわスマートエネルギー計画にソーラーシェアリング（農業と太陽光発電の共用）の目標値を盛り込むよう改定すること。
- 7) 省エネやＣＯ２排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンス・ストアの２４時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。自分事化を後押ししているだけでは、推進できない。
- 8) ドイツ発祥の文化で、自治体が出資しエネルギー事業と地域新興を結びつける公共サービス事業者であるシュタットベルケが注目されている。県としてもこの考えを導入し、積極的にエネルギー、電気事業などに出資するなど地球温暖化対策を推進すること。
- 9) 森林を伐採しメガソーラーを設置することは、地球温暖化対策としても、自然環境保全としても、景観保全の観点からも、規制を強める必要がある。全国で行われているゾーニングを活用した規制の先進例等を研究し、県としても規制するように検討すること。

（３）石炭火力発電所ゼロをめざして

- 1) 横須賀で稼働した石炭火力発電所のＣＯ２排出量は、本県が排出するＣＯ２のに相当する。２０３０年に温室効果ガス５０％を削減する県の目標を達成するために、県内の石炭火力発電所の停止を事業者や国に求めること。
- 2) 横浜市の磯子区にある石炭火力発電所の操業停止を求めること。

（４）再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) 改定された地球温暖化対策計画で示された取り組みだけでは、２０３０年までの削減目標を達成することは難しいため、今まで以上に省エネ対策と再生可能エネルギーの普及に努める必要がある。特に再生可能エネルギーの普及については、これまでの取り組みに加え、ソーラーシェアリングの促進、既存住宅への太陽光パネルの設置の補助制度の拡充など、目標数値を決めて取り組むこと。省エネ対策としては、既存住宅省エネ改修補助金が募集から２、３カ月で募集停止となっていることから予算を増額すること。
- 2) 全県立高校への太陽光パネル設置について、設置可能な学校数と設置状況を明らかにするとともに、設置できないと判断した学校にも設置できるよう検討すること。また、薄膜プロブスカイトを活用した技術革新を踏まえ、普及のために積極的に取り組むこと。
- 3) 太陽光パネルの設置促進のため、東京都や川崎市のように新築住宅についてはハウスメーカーに設置を義務づけること。
- 4) 「事業活動温暖化対策計画書制度」については、国、県、市の温室効果ガス削減目標に合致する削減目標を設定するよう各事業所に義務付けるとともに、県として把握すること。省エネ対策、太陽光パネルの設置等の導入など中小企業への支援をさらに拡充し、相談体制も強化すること。

《 ６ 》． 青年・学生支援と女性の地位向上、 人権尊重、文化・スポーツの充実へ

〔１〕． 青年・学生への支援に向けて

- 1) 若者が音楽やダンスなどを練習できる場所、文化を創造・発信できる場所をさらに拡充すること。そのために、既に廃校となった場所を活用するなど県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援し、文化の拠点交流施設とすること。また、市町村が運営する青少年会館や児童館などの施設整備へ支援を行うこと。
- 2) 若者の投票率を高める対策として、県立高校や大学キャンパス内など利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。また、投票場所を増やすよう、市町村選挙管理委員会への働きかけを強めること。
- 3) 若者への住居家賃補助、低家賃の公的な「若者向け住宅」を提供すること。また、就労支援及び生活支援を強めること。
- 4) 希望しても就職困難な若者に対し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、訓練に際しての交通費を支給すること。

【2】女性の活躍推進について

- 1) かながわ男女共同参画推進プランにおいて「指導的地位に女性が占める割合」の目標を、男女50%、50%に引き上げること。少なくとも、国の第5次男女共同参画基本計画で示している成果目標に、県の目標値を合わせる。また、参考数値に留めず、国の成果目標を参考に目標値を設定すること。
- 2) 「県職員の幹部職員に占める女性の割合」の目標達成の妨げになっている要因について、調査・分析を行い、目標達成に向けて取り組むこと。
- 3) 県の労働力調査結果報告（2024年）による女性労働者の53%が非正規労働者との結果を踏まえ、女性が職場で活躍するために家事・育児・介護などの両立ができるよう、支援制度を創設すること。県職場での産休や育休の取得については十分な職員配置が不可欠であり、正規職員を増やすこと。
- 4) かながわ男女共同参画推進プランに掲げている目標である「民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合」を引き上げるために、支援を行うこと。少なくとも「D&Iかながわメンバーズ」に参加する企業に対しては、実態調査を行った上で公表し働きかけを強めること。
- 5) 男性の育児休暇の取得を促進するために、企業・事業所への働きかけと併せて「多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」を更に充実させること。
- 6) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、NPO法人等が運営する場所も利用できるよう、財政支援も図って居場所の規模を拡大し、箇所数を確保すること。
- 7) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達の主旨を踏まえ、妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、引き続き事業所等への啓発・指導を強めること。
- 8) 生活に困窮している女性の自立支援のために、相談に繋がらない方にも届く県独自の緊急生活資金の給付などを含む総合的な対策を講じること。
- 9) 女性相談員は専門的な能力や知識経験を必要とすることから、会計年度任用職員など非常勤職員ではなく、正規職員として採用すること。また、市町村でも正規雇用できるよう支援すること。
- 10) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは「必要な機能に特化」されたため、かながわ女性センター時代に果たしていた役割が抜け落ちている。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースが不足している。十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。
- 11) 25年ぶりに国会で議論されている選択的夫婦別姓の実現を国に求めること。少なくとも、県民ニーズ調査などで実態を把握し、国へ示すこと。
- 12) 婚外子差別など、民法・戸籍法などに残る家族に関する法律上の差別規定を全面的に見直し、改善するよう国に求めること。
- 13) 所得税法第56条について「配偶者や家族の働き分を必要経費として認めないことが女性の経済的独立を妨げている」と、見直しを求めた国連の勧告を踏まえ、白色専従者の給与を認めるよう国に改定を求めること。

【3】ハラスメント被害、性被害について

- 1) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、一時保護期間は被害者の状況に応じて柔軟に設定しているとのことだが、身一つで避難しなければならないケース等を想定し、保護期間を「生活を立て直すのに必要な期間」に見直すこと。かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画にも記載されている通り、現状のシェルターには課題がある。さ

- らに無料のシェルターを拡充し、施設の人員体制の充実を図ること。
- 2) DV加害者更生プログラムの制度化など、加害者の更生対策を引き続き進め、国に法整備を急ぐよう働きかけること。県は加害者更生に取り組むNPO法人などを支援して、加害者更生に務めること。
 - 3) JKビジネス、AV出演強要など、子どもや若者が性被害のリスクにさらされている。統計を取って実態把握を行うこと。また、子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制や、AV出演のスカウトに対する警告活動を一層強化すること。
 - 4) ハラスメント被害に関し、相談できない被害者もいるため、ハラスメントの認定と被害者救済のために労働、教育（学校や研究機関等）、医療、スポーツ団体など各分野における実態調査を行い、それぞれの分野に対応した相談・支援体制、救済体制を確立すること。
 - 5) 教育現場やスポーツ大会等で競技者を性的姿勢とみなし、販売やインターネット上での公開を目的とし、盗撮するなどの問題が発生している。2023年には撮影罪や送信罪など刑法罪が創設されたことや、相談窓口を周知するとともに、被害に遭った人への相談対応を行うこと。
 - 6) 「自分のからだのことは自分で決める」ことの支援のため、予期せぬ妊娠への対応として、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できる制度化について、国へ働きかけること。

【4】. LGBT施策の推進に向けて

- 1) ファミリーシップ制度など、市町村の既存の制度を拡充し、他県との連携も図るために、県は同性パートナーシップを導入すること。また、同性婚の実現を国に求めること。
- 2) LGBTに関する施策の具体的な推進に向け、庁内横断的な推進体制をつくること。
- 3) 市町村とも連携し、性的マイノリティの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師の育成を拡大すること。周知や相談員の派遣に留まらず、専門的知見を備えた相談員の育成にも積極的に取り組むこと。また、この専門的知識を備えた相談員に県としてのパートナーシップ制度化の必要性について意見を聴くこと。

【5】. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条約の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。
ヘイトデモの公共施設等の使用を制限することや、インターネット上に誹謗中傷等の差別的な書き込みがあった場合は県が直接プロバイダに削除を依頼することなど、ヘイトデモやヘイトスピーチの根絶に向けて「かながわ人権施策推進指針」を改訂した県条例を定め、具体的な規制を強化すること。
- 2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から、公正な立場で警備を行うこと。差別主義者を庇っていると誤解を与えるような警備は、再考すること。

【6】. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

- 1) 県立図書館の正規の司書職は非常に少なく、人口500万人以上の県では最下位である。現状では半数以上が非正規だが、専門性と継続性が重視される職種であり、人件費を増額して正規職員とすること。また、人口100万人当たりの図書館数は全国最低である。資料費も含め図書館費を増額すること。
- 2) 図書館業務のあるべき姿、図書館行政のあるべき姿を追求するため、多くの都道府県が設置している図書館協議会を設置すること。図書館アドバイザーは図書館協議会の機能を果たさないことから、専門家らの協議によりに施策提案を求めること。
- 3) 県立スポーツセンターは、その整備方針が利用者不在で決定された経緯があり、協会に所属していない自主的なスポーツ団体は利用を制限され、スポーツ基本法が定める「スポーツの機会の確保」にはほど遠い事態となっている。
優先利用の基準を見直し、県民や自主的なスポーツ団体が等しく誰でも利用できるようにすること。また、利用料の値上げで利用できない県民もあり、公の施設である意義を鑑み、利用料を引き下げる

〔7〕. 外国籍県民への支援の充実について

- 1) 日本で働く外国人がますます増え、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議で出された提言を受け止め、引き続き支援の充実に取り組むこと。
- 2) 外国籍県民かながわ会議で出される提言は、内容が国や市町村で行われる事業であっても、県として関係機関と連携し、提言の実現に向けて取り組むこと。
- 3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業であり、対象言語を増やすなど引き続き事業の充実を図ること。また、人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。
- 4) 「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」を考慮し、施策を推進すること。現在はボランティアが中心になり事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように財政支援をさらに強化し、各市町村の取り組みを支援すること。
- 5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。さらに、日本語教育能力検定試験合格者を増やす等、専門人材の養成に取り組むこと。
- 6) 外国籍県民への生活支援として、労働相談や子育て、福祉、教育など必要な制度についての相談、支援体制を、国や市町村と連携し充実すること。また、対応言語を充実させること。
- 7) 外国籍県民で、学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように、財政支援を含め、引き続き体制強化を国に求めること。
また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握するために、市町村の実態を把握し連携して取り組むこと。活用している多言語版ガイドブックの言語の種類を増やすこと。
- 8) 県内の公立小・中学校に日本語指導が必要な児童・生徒が1人でもいる場合は、教員配置が出来るよう支援を行うこと。

《 7 》. 消費者行政の充実・強化を

〔1〕. 消費者行政の充実について

（1）県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

- 1) 県中央消費生活センターが土日や夜間相談を行っていることや、県全体の中核センターであることを踏まえた相談員の増員は評価できるが、高度な専門性を要する事業であり、継続性や安定性の確保のために、やはり相談員の正規化を図ること。そしてなお、県民10万人当たりの相談員数は全国最低なので、相談対応件数も多い。さらなる増員を図ること。
また、国へ処遇改善への働きかけをしていただいたことは重要である。引き続き市町村の相談体制の充実に向けて市町村支援を行うこと。
- 2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともに、そのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の力量の強化が求められる。オンラインで受講しやすくなったことは評価できるが、リアル会議を求める声もあることも考慮し、研修の充実と受講促進を図ること。
- 3) 最新の消費者問題について、視覚障がい者や未成年者の人でも閲覧・入手できるよう、中央消費生活センター及び行政機関、たとえばかながわ県民センターの情報資料や展示内容をユニバーサルなものとし、障がいのある方への合理的な配慮を行うこと。多様な発信を行い、インターネット上の発信ではなかなか届かない層への情報伝達にも留意すること。多彩な発信例が回答されたが、ユニバーサルな配慮に関する回答がない。取り組みを進めること。
- 4) 県西部地域の相談業務は、小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある。消費生活センター設置状況も東京・千葉・埼玉などに比して圧倒的に少ない。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。少なくとも、指定消費者生活相談員によるオンラインのみならず、現場に足を運ぶ巡回訪問を頻繁

に行い、引き続き地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

(2) 国の「地方消費者行政交付金」について

- 1) 2025年3月、「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情」が県議会でも採択されている。

国の交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。国に対し、引き続き強く交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

- 1) 振り込め詐欺や点検商法をはじめ高齢者に対する悪質な犯罪が多発しており、「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。

直接消費者に届けている工夫は評価するが、さらにターゲットを広く定めて適切でわかりやすい情報提供を行うため、相談窓口の広報も併せて、県のたよりや町内会掲示板への掲示など届く広報に努めること。

- 2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。有識者から提言があるように、被害の未然防止と救済に効果が絶大とされるのは、不招請勧誘禁止条項を神奈川県消費生活条例に導入することである。

現在県が行っている施策で済ませず、条例改正を視野に入れること。「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」に恥じない施策を実施すること。

(4) 若者への消費者教育について

- 1) 成年年齢が18歳に引き下げられたことから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外された。引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図ること。

また、市町村の若年層への消費者教育のためにも、財政支援や講師養成に取り組むこと。併せて、消費者教育資料の活用状況についても把握し、課題があれば改善すること。さらに、消費者教育の実効性を高めるためにも、若年層の消費者被害の実態を把握すること。

- 2) 個人情報の保護について、相談体制はあっても「個人情報保護ポータルサイト」の存在について知られていない。消費者に対する啓発と情報提供を行い、県の相談窓口があることの周知にも努めること。
- 3) オンライン取引の激増、成年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化している。消費者団体との意見交換の場はあるが、一般県民からの意見反映の場を設置すること。

[2]. 食の安全・表示の監視等について

- 1) 国が構築した機能性表示食品が原因と考えられる健康被害について、行政への情報提供を義務付け迅速な対応により被害の拡大を防ぐための制度が正常に機能するよう、取り組むこと。

被害が発生してから対応では、県民の命を守れない。制度の根本的な見直しが必要である。安全性や機能性について国が責任を持つ法制度を作ることが重要であり、国の事前の安全チェックが働く制度への改編を国に求めること。少なくとも本県独自のリーフレットについては、機能性表示食品の危険性を強調するよう内容を改めること。

- 2) 食品による健康被害情報について、製品や企業名がホームページ上で改善が図られるまで掲載されていることは重要である。また、同様に製品との因果関係などの情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。
- 3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示110番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」HP掲載のみではない周知啓発など、消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き充実すること。

《 8 》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 憲法9条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を

(1) 基地の「整理・縮小、返還」の県是に立ち、憲法の理念を生かした県行政を

- 1) 横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノース・ドックなど、県内の米軍基地の機能強化が進んでいる。米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) ホームページで公表している神奈川の米軍基地の情報をさらに充実するよう取り組むこと。また、米軍や米軍人・軍属の事件・事故の一覧については、5年間分の掲載ではなく、保存版を作り、すべての情報を見ることができるようになること。
- 3) 安全保障関連法、秘密保護法、共謀罪、国民保護法、土地利用規制法など、「戦争できる国づくり」を進めるような憲法違反の法律を廃止するよう、県として国に求めること。地方自治法の要請は県民の福祉向上であり、県民の安全確保は基本中の基本である。基地県神奈川の県民が危険に直面する問題なので、地方自治体として主体的に取り組むこと。
- 4) 横須賀海上自衛隊にはトマホークミサイルなど、敵基地を攻撃する兵器が導入されようとしている。これら自衛隊の強化によって、県民生活に影響を及ぼすことがあるため、このような基地機能の強化についてはやめるよう、国に求めること。

(2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を

- 1) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021年1月に条約が発効した。『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。
少なくとも、締約国会議にオブザーバーとして参加するよう求めること。また、黒岩知事自身も参加すること。締約国会議参加に関し、核兵器の被害当事者である県内被爆者の方の意見を聴取し、施策に反映すること。
- 2) 2024年にノーベル平和賞を受賞した日本被団協代表委員の田中熙巳さんは、受賞演説の中で、「核兵器は人類と共存できない」と述べるなど、核抑止論を批判している。神奈川県は県是である核兵器廃絶の立場から、核抑止力論にすがることをやめるよう、国に求めること。
- 3) 核持ち込みを容認した核密約が存在し、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう、国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 4) 非核三原則をより実効性あるものとするため、外国の軍艦が入港する際に核兵器を搭載していないことを証明する非核神戸方式の法制化を国に求めること。また、横浜市、川崎市、横須賀市等の港湾管理者と協力し、県内すべての港で非核神戸方式が実現するように連携を取ること。
- 5) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、平和関連予算の増額を図ること。

(3) 県内米軍基地に共通した問題について

- 1) 米軍基地における基地開放イベントで来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、今後も引き続き米軍に強く求めること。
- 2) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出についてはきっぱりと拒絶するとともに、米軍の参加を要請しないこと。また、災害時にオスプレイを使用しないよう、国と米軍に求めること。オスプレイの参加について、米軍から安全性の考え方を聞いても意味がない。現実に発生している事故の状況を元に、検討することが大事である。
- 3) 土地利用規制法は2022年9月20日に全面施行された。自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別注視区域に指定する。県内の指定区域は12自治体に上る。区域指定は財産権の侵害につながるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。
- 4) 2025年6月に、平和的にデモ行進をしていた市民団体を威嚇するように、米軍が米軍基地の外の国道16号線の歩道で銃を携行した警備を行った。これは正当な市民団体の行動を威嚇するも

ので、憲法の思想信条の自由を侵すものである。このような米軍による日本の公道上での銃を携帯しての警備をやめるよう、国と米軍に求めること。

- 5) 米軍が発行する米軍人自動車操縦許可書の運用について、道路交通法の規制、行政処分の対象とするよう米軍と国に求めること。また、米軍がこれまで許可証についてどのような運用をしてきたのか明らかにさせるとともに、免許の停止や取り消しなど日本の交通法規と適合する対応を行うよう、米軍に求めること。

【2】. 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。

また、米兵の犯罪や事故は依然として根絶されないばかりか、隠ぺいまで図られている。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本的改定を米国に求めるよう、引き続き国に強く要望すること。

- 2) 県民の納税額と比較して最大75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう、引き続き国に要求すること。
- 3) 米軍人の基地外の居住については、米軍人等は住民登録をしていないなど横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は私的契約ではあるが、実質的な基地の拡張であるため、やめるよう国と米軍に求めること。また、地位協定改定の要求項目に加えること。
- 4) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しないという密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を直ちに破棄するよう、求めること。少なくとも存在の可否を国に確認すること。
- 5) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう引き続き国に求めること。
- 6) 相模総合補給廠で爆発事故が発生したが、事故原因がいまだに明らかにされていない。基地内に保有する危険物に関する情報提供を、引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けること。
- 7) 今年、岩国基地でFCLP訓練が行われ、山口県議会は「今後、岩国基地において、FCLPなど激しい騒音被害をもたらす訓練を二度と実施されることのないよう」との意見書を国に提出した。米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう国と米軍に求めること。
- 8) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるよう、国と米軍に求めること。
- 9) 日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。
また、万が一事故が発生した際には原因究明と再発防止を求め、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。
- 10) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し日本の管制が行えるよう、引き続き県として国と米軍に求めること。
- 11) 新型コロナウイルス感染症対策において明らかになった情報の公表や感染対策など、防疫における対策の違いについて、日本の対応と同様にするよう国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように、引き続き日米地位協定を改定するよう求めること。
- 12) 厚木基地周辺の河川で、暫定目標値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022年9月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では暫定目標値の200倍を超えるPFOSが検出された。

県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うとともに、早急に全在日米軍基地でPFASの調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、国内法に基づいて県、市の担当者が米軍基地内で調査や結果の公表ができるよう、国と米軍に求めること。

さらに、環境補足協定については、米軍の同意がなくても国、県が米軍基地内に立ち入り調査と結果の公表ができるように改定すること。

【3】. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備はアメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。
- 2) 横須賀基地内に下士官用の宿舎の建設工事が進められているが、県是に反する基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに、米軍人の削減を国と米軍に求めること。
- 3) 2021年に英海軍空母クイーンエリザベスが横須賀に寄港して以降、アメリカ以外の国の軍艦が毎年寄港し、その数も増えている。2025年には英海軍空母プリンス・オブ・ウェールズが入港するなど、これまで以上に基地機能が強化され、世界各国の中継拠点、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけが強められている。日米安保の枠を超えた基地機能の強化はやめるよう、国と米軍に求めること。
- 4) 相模湾の原潜行動（訓練）区域について、安全航行の徹底に留まらず、訓練空域の解消を国に求めること。

【4】. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の最新の知見を参考にしたとは言えないあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。
- 2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した、実効性のある避難対策と避難訓練を横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載されておらず、具体的な対策が記載されていない。巨大地震の原子力災害対策について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを具体的に明らかにするよう、米軍や国に求めること。
- 4) 横須賀に入港中の原子力艦船の外部電源が、巨大地震により喪失することを想定する必要がある。横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。この安全対策を明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

【5】. 厚木基地に関わって

（1）オスプレイの飛行について

- 1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点として、米海軍厚木基地を使用している。整備拠点があるということは、オスプレイの飛来に伴う危険性が増えることになる。厚木基地のオスプレイの修理工場として活用を撤回するよう、国や米軍に強く求めること。
- 2) 2023年11月の屋久島沖での米空軍のCVオスプレイが墜落事故を起こし、乗員8人全員が死亡した以降、県内でも米海兵隊のオスプレイが緊急着陸するケースが多数発生している。また、2025年には3月には松本空港、7月には大館能代空港、花巻空港と相次いで緊急着陸をしている。何度も死亡事故を繰り返し欠陥機との指摘のあるオスプレイの配備をやめるとともに、オスプレイの飛行をやめるよう、国と米軍に求めること。
また、海上自衛隊、陸上自衛隊にも配備されているため、自衛隊所有のオスプレイの飛行もやめるよう、国に求めること。

（2）爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として県是に則り米空母の横須賀配備の撤回を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう引き続き求めること。
- 3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については十分な予算措置を講じて短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を国の負担で行うよう求めること。

〔6〕. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同して、引き続き米軍と国へ要望すること。
- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について、県独自に調査すること。
- 3) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。
- 4) 2025年7月31日付けで、キャンプ座間に横浜ノース・ドックの混成揚陸艇中隊（揚陸艇部隊）、相模補給廠の移動管制チーム、野戦給食小隊を指揮するため、米陸軍第765輸送大隊（ターミナル）が再編成された。この再編成は、西南諸島のミサイル基地建設と合わせて、神奈川県が対中国を見据えた「兵站」の出撃拠点になるものであり、このような基地機能の強化はやめるよう国と米軍に求めること。

〔7〕. 池子住宅に関わって

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として日本政府のみならず米軍にも直接求めること。
- 2) 池子地区の逗子市域には、スーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

〔8〕. 横浜港、横浜ノース・ドックに関わって

- 1) 横浜ノース・ドックでは、米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われ、相模総合補給廠の上空では、物資の吊り下げ訓練が行われたとのことだが、基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としていない施設での軍事訓練を容認することは、軍事訓練施設を増やし、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。
- 2) 横浜ノース・ドックに新たな艦船の部隊を配備したことは基地の機能強化に他ならないため、情報提供と引き換えに容認するのではなく、機能強化やめるよう国と米軍に求めること。
- 3) 横浜ノース・ドックでは、9月に東富士演習場での米軍実弾演習にむけて横浜ノース・ドックを使った兵員、車両・武器・弾薬など軍需物資の搬出入が行われ、10月にはPAC-3を含む自衛隊の高射部隊の機動展開訓練が行われるなど、機能強化と拠点化が進められている。このような利用をやめるよう、国と米軍に求めること。
- 4) 2019年に初めて米軍艦船の修理を横浜港で民間事業者が行った以降、横浜港での米軍艦船の修理が増加している。2025年には遠征機動基地艦ミゲル・キースの修理が行われるなど、よりいっそう艦船修理基地としての機能が拡大している。これは基地の拡大につながるものであり、平和利用を進める商業港の軍事活用は、憲法や港湾法の理念からも逸脱する。県民の安全に関わる問題であり、国と米軍に米軍基地以外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

《 9 》. 県民本位の行財政運営を

〔1〕. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- 1) 法人二税の超過課税については、地球温暖化対策や福祉、教育施策や施設の整備にも活用すること。
- 2) 毎年新年度予算の編成当初に財源不足を強調することは、必要な事業を縮小させることにつながる。県民の要望を抑える役割になっている。現下の状況を精緻に分析し、必要な事業が縮小廃止にならないよう、適切に歳入歳出を算定すること。誤差をなくしていくよう努めること。
- 3) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせない。常勤職員の配置など人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制を充実・強化し、十分な研究予算を措置す

ること。また、県自身が現場のニーズを把握するためにも独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。

- 4) 住民の命と健康、そして人権を最優先する立場から、即応性と利便性を確保するための抜本的な体制強化と正規職員の増員を図ること。

【2】. 県職員の人員増と働きやすい職場環境をつくるために

- 1) 働き方改革と行政の基盤強化を両立させるため、条例定数の抜本的な増員と、その前提に基づいた管理職を含む時間外勤務の明確な縮減計画を示すこと。
- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職については、県民サービスを充実させるため早急に欠員を補充すること。併せて、欠員の状況を明らかにし、職員採用の在り方を見直すこと。
- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を、県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

【3】. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

- 1) 指定管理者制度は、民間のノウハウ活用によるサービス向上と費用削減を目的として導入されたが、費用の削減は限界に達している。また、サービス向上が見られない施設も存在し、制度の弊害が顕在化している。

このような状況を踏まえ、県は公営施設の運営について、指定管理者に頼ることなく、県が責任を持ってサービスの向上と適切な管理を行う直営体制へ移行すること。

さらに、指定管理者制度の実態を把握するため、第三者による委員会を設置し、各施設の制度導入の是非、公募・選定過程、モニタリングのあり方を改めて詳細に調査すること。そして、直営への回帰を含め、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

- 2) 介護・福祉職場をはじめ、県の指定管理や委託、請負業務に従事する労働者の賃金、労働条件の改善のため、支援策を拡充すること。良好な労働環境の確保のために、協定書の文言に留まらず実態に即して審査するために、労務に識見を有する者による労働条件審査制度を導入すること。
- 3) PPP／PFI事業は従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものであり、公的な責任を軽んじる結果となっている。また、県営住宅の建替えでもわかるように、大型の事業となるため、地元の企業が直接受注をすることができず、地域経済にとってもマイナスとなっている。こうした事業は導入しないこと。

【4】. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。
- 2) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全にできてないという欠陥が指摘され、取得や保管などの管理上の問題以外にも、国が重要な個人情報を一元的に把握するという制度そのものが持つ問題がある。県はマイナンバーの記載とマイナンバーカードの普及策、マイナンバーの利用範囲の拡大や実質的な強制は直ちにやめること。また、制度の中止・撤回を国に求めること。
- 3) マイナンバー制度、マイナンバーカード、及び国と地方自治体のオンライン結合は、政府による個人情報の一元的把握と企業への情報提供を可能にし、プライバシー侵害の深刻な危険性を指摘されている。さらに、国と地方自治体のシステム統一は、行政の効率化だけでなく、地方自治体の独立性を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関と化すことで、住民自治を破壊する重大な問題につながる恐れがある。

したがって、神奈川県は地方自治体としての重みを深く認識し、住民自治の保護と個人情報の厳守を最優先に考え、現在のDX推進を一旦立ち止まるべきである。そして、個人情報保護の強化と自治体の独自性発揮を可能にするシステムの構築を国に強く求めるとともに、県としても関連施策の見直しを行うこと。

【5】. 税制・税務行政などに関して

- 1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。また、請負代

金の差し押さえを原則としてやめるとともに、とりわけ請負代金の内、生活や事業継続に必要な物への差し押さえをやめること。

- 2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している滋賀県野洲市の事例も参考にして、県と市町村が連携し、いわゆるたらい回しとならないようにワンストップで対応できる仕組みをつくるとともに、滞納者の生活の立て直しとなるよう、税務業務、相談業務をさらに推進すること。
- 3) 2025年参院選挙では、消費税減税への民意が示された。まさに社会保障の役割が求められているときに、その財源を逆進性の強い消費税に求めるべきではない。
消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えるよう、国に求めること。当面消費税率を引き下げよう、国に求めること。
- 4) ガソリン価格、原材料などの高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

《10》. 地域からの要望

[1]. 横浜市議団からの要望

(1) 子育て支援

- 1) 保育士職員配置基準の早期改善（引き上げ）を国に働きかけること。
- 2) 小児医療費助成における助成対象を拡大すること。少なくとも通院入院ともに一部窓口負担金を無くし、所得制限なしで中学校卒業まで年齢拡大を早急に行うこと。
- 3) 中学校給食など学校調理方式で実施できるよう、県として財政支援を行うこと。小学校給食を含めて、自治体が地産地消を取り入れやすくするための財政支援や仕組みの導入を図ること。

(2) 賃上げ

- 1) 岩手県・徳島県・群馬県・茨城県・奈良県などが行っている中小企業の賃上げのための補助金制度創設を行うこと。
- 2) 奨学金返済で苦しむ若者を救い県内中小企業の安定雇用を図ることができる、大阪府のような奨学金返還支援制度の導入を行うこと。

(3) 教育環境の充実

- 1) 教員の処遇改善を進めるための財政支援を行うこと。
- 2) 少人数学級の実現、「未配置」解消に向けた教員増のための財政支援を行うこと。
- 3) 老朽化している県立学校の補修や建て替えを行うこと。

(4) 医療・介護分野

- 1) 重度障害者医療費助成への県補助を拡充すること。少なく助成対象を精神障害1級の入院まで拡充すること、及び、県の入通院助成対象を65歳以上の新規障害認定者まで拡充すること。
- 2) 苦境に立たされている訪問介護事業所を支える財政支援策を講じること。
- 3) 県内の全ての医療機関を対象にした看護師など医療人材確保の支援を行うこと。
- 4) 介護事業の担い手づくりや事業継続のための人員確保策を県として取り組むこと。
- 5) 带状疱疹ワクチン等における定期接種化に伴う財源支援を行うこと。
- 6) 神奈川県内への医師育成のための市大医学部運営費への財政支援措置を講じること。
- 7) インフルエンザの予防接種について、自己負担の軽減につながる支援をすること。
- 8) 補聴器補助への財政支援を創設すること。また、助成額は補聴器の金額に見合ったものにする
- こと。
- 9) 診療報酬を抜本的に引き上げることを国に強く求め、財政難になっている医療機関を救うこと。
医療従事者の処遇改善につなげ、人材確保策を促進すること。お金がないと入院できない現状を変えるために、差額ベッド料の廃止を国に求めること。

(5) 国民健康保険

- 1) 高すぎる国民健康保険料を引き下げするための取り組みを行うこと。

(6) 気候危機対策

- 1) 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、自治体が行う省エネ・再エネ推進施策への財政支援措置を講じること。

(7) 消防・防災・暮らし

- 1) 消防関連施設整備等における財政支援措置を講じること。
- 2) 市内民間建築物における耐震化促進のための財政支援措置を講じること。
- 3) 県が施行する河川改修事業について、着実に実施すること。
- 4) 県営住宅の老朽化の改善対策を進めること。

(8) 原発・原子力発電所

- 1) 神奈川県のある浜岡原子力発電所で重大な事故が起きた場合の避難計画をつくること。また、住民の命を守るためにも県として浜岡原発の廃炉を求めること。
- 2) 横須賀市の米原子力艦船の放射能汚染を含む重大事故を想定した防災訓練・避難計画を県として持つこと。
- 3) 年1回行っている横須賀市が中心となり、神奈川県及び基地関係市と連携している原子力防災訓練について、もっと市民に知らせること。

(9) 国際園芸博覧会

- 1) 半年で有料入場者数1,000万人という過大な目標を引き下げ、現実的な計画になるよう県としても要望を行うこと。

[2]. 川崎市議団からの要望

(1) 羽田新飛行ルートについて

- 1) B滑走路離陸時の新ルートは住宅街の上空や石油コンビナート地帯上空を低空飛行し、落下物、墜落があった場合、大惨事につながる大変危険なルートである。また、騒音は毎月平均80dBを超えており、地域住民や石油コンビナート労働者から、「うるさい」「圧迫感がある」など中止を求める声が広がっている。こうした危険な新飛行ルートは中止をし、従来のルートに戻すことを求める。
- 2) 「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはまる地域の指定(案)」について、国が定めた航空機騒音の環境基準「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはまる地域の指定(案)」が川崎市で初めて示された。類型Ⅱとし基準値は62dB以下とすること。

ルート直下付近は瞬間時90dB、80dBの騒音があり、子どもから大人まで「イライラする、もう限界だ」の声が届いている。また、南風時の15時から19時の内3時間の飛行のため、夜間の重みづけの適用もない地域のため、基準値を62dBとする環境基準自体が地域の実情にあっていない。

地域の実情に即し、基準値の見直しを行うこと。住民からの要望があった場合、住民説明会を行い丁寧に対応すること。

(2) JFEスチール高炉休止に伴う雇用と地域経済支援について

- 1) 連携本部が3月に終了したが、必要とする方への支援を打ち切らずに、これまでの雇用部会、経済部会の機能は発揮させ、川崎市と連携しながら継続させていくこと。

[3]. 二宮町議からの要望

(1) 公共施設の耐震化、老朽化対策への財政支援

- 1) 小規模自治体において災害拠点として整備される庁舎について、立地にかかわらず庁舎全体を起債対象にするなど、制度を拡充すること。併せて、町庁舎の設置については最短でも令和10年度供用開始の見込みであることから、緊急防災・減災事業債制度の延長を行うこと。

(2) 個人宅の耐震設備に対する補助

- 1) 耐震性が担保されない住居で、経済的な理由などで必要な改築ができない場合、居室・寝室へのシェルター導入などの部分的耐震化に対する補助を行なうこと。

(3) 葛川水系河川整備の推進

- 1) 葛川の河川改修について、基準雨量の見直し、県営テラス跡地の活用を含め、安全性向上に向けた河川改修を早急に進めること。
- 2) 葛川流域治水協議会における協議内容や今後の対策の推進状況について、地域住民に対しわかりやすく情報を公開し、透明性の確保に努めること。
- 3) 打越川については、砂防施設の整備や溪岸侵食の調査、それに基づく河川断面の確保についても着実に進めるよう、併せて要望する。

(4) 小中学校の体育館への空調設置

- 1) 小規模自治体にとって負担が大きい体育館への空調設置についての補助を拡充すること。
(リースによる導入も補助対象にすることを町は要望しているが、この点については検討が要ると思います)

(5) カーボンニュートラル推進

- 1) ソーラーシェアリングを含めたエネルギーの地産地消推進を含むカーボンニュートラル推進に係る事業についての補助拡充を行なうこと。

(6) 地域公共交通の維持

- 1) 神奈川中央交通がバス路線廃止や減便を進める中、地域フィーダー路線認定の範囲を広げるとともに、コミュニティバス運行についての補助金の増額を国に求めること。
- 2) 神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金について、「平均乗車密度」要件を廃止するとともに、初期導入費用に加えて運行経費を補助対象にすること。

(7) 学校教育の充実、不登校児童生徒対策・特別支援教育

- 1) 教員定数の抜本的な増員を進めることと、過密なカリキュラムを生んでいる学習指導要領の改訂を求めること。
- 2) 特別支援学級に係る加配について、県の特別支援学級担当教員複数加配の基準どおり配置されるよう、予算措置を行なうこと。
- 3) 町が雇用している支援教育補助員に対する財政的支援を行うこと。
- 4) 不登校対策支援については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活支援員の小中学校全校配置を行うこと。
- 5) 特別支援学級の教職員定数改善や、不登校支援に係る専門職等の義務標準法における算定について、国で制度化されるまでの間、県による配置を行うこと。
- 6) タブレットなどIT機器の更新、運用に関して、国庫負担とするよう国に求めること。
- 7) 国費で学校給食無償化を進めるよう国に求めること。

(8) 道路改修・補修の促進

- 1) 町道、特に幹線道路間の迂回路となっている道路や生活道路について、十分な改修・補修ができ予防保全に切替えることができるよう、財政支援を強化すること。

(9) 社会保障制度の充実

- 1) 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療について、公費負担割合を増やし、加入者負担を減らすことや均等割の仕組みを改めること。

(10) 環境保全の取り組み

- 1) 里山再生、荒廃農地対策を進める専任担当者（環境コーディネーター）を設置できるような支援を行うこと。
- 2) 生物多様性の実態を把握しノウハウを継承するための生物多様性調査の実施を、財政面、人材面

で支援すること。

- 3) 有害鳥獣対策の補助金を増額すること。

[4]. 箱根町議からの要望

- 1) 物価高騰の中の県営水道料金の値上げは、大きな負担となっている。低所得者への福祉減免制度を復活すること。
- 2) 国道1号線湯本駅付近の渋滞解消対策として、2か所の横断歩道における歩行者と車両の適正な通行を確保するための対策を引き続き検討すること。
- 3) 深刻な1号国道の渋滞対策のために足柄幹線林道の安全対策を施したうえ、金時ラインの前例に倣い、早急に県道に格上げをする措置を講ずること。
- 4) 国・県道における交通安全対策のため、支障木及び路肩の草刈りを引き続き年2回行うこと。また、枝打ちは高さ3.5mまで行うこと。特に、歩道がないところは早急に行うこと。
- 5) 木賀坂下にあるカーブミラーが天気によっては見えにくいので対策をすること。
- 6) 国道1号線小田原バイパス合流点手前に「合流地点までまっすぐいけ」の看板を出すこと。
- 7) 国道138号線宮城野出張所入り口歩道に、「段差あり」の注意書きをすること。
- 8) 国道138号線宮城野県企業庁駐車場脇歩道と道路との段差を解消する措置を講ずること。
(住民が段差で躓き大腿骨を骨折するという事故が発生した。)
- 9) 国道138号線の仙石原交差点の信号に以前のように左折信号を設置すること。
(スピードを出してくる車があり、歩行者が安心して横断することができない。)
- 10) 箱根町では空き家を利用した「民泊」や「簡易宿所」が増えており、ゴミ出しや夜間の騒音などで周辺住民は日常生活に支障をきたしている。これらの施設に管理人の配置と周辺住民に施設運営者を公表することを義務化して、地域住民が安心して暮らせるよう引き続き指導を強化すること。
- 11) 箱根町内の県管理の公衆トイレを早急に温便座にすること。
(住民や観光客からの苦情が絶えない。)
- 12) 仙石原684―144藤田宅裏の県道に照明灯を設置すること。
- 13) 足柄幹線林道宮城野432番地付近における台風19号で崩れた法面とガードレールの復旧について引き続き取り組むこと。
- 14) 仙石原地域の県道75号線の支障木を伐採すること。
- 15) 宮城野木賀930番地付近の早川の上流から流れてきた大きな転石の塊を撤去すること。
- 16) 国・県道の木製ガードレールをやめること。
(霧や雨など視界が悪い時に見えにくい。汚れが目立つ。)
- 17) 日本遺産「箱根八里」の歩行者の安全確保のために、箱根峠（箱根町部分）の街道整備を行うこと。

日本共産党神奈川県議会議員団

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県庁新庁舎 9 階 日本共産党議員団控室
電話：045-210-7882 F A X：045-210-8932
ホームページ：<http://www.jcp-kanagawa.com/>
mail：jcp.kanakengidan@gmail.com